

全員協議会説明資料

第8期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(素案)

令和2年12月25日

保健福祉課

第8期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）の概要について

1 計画策定の趣旨と位置づけ

老人福祉法、介護保険法の規定に基づく計画であり、3年毎に見直しされます。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間ですが、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22（2040）年を見据えた計画となっております。

（1）計画策定の基本的な視点（4ページ）

介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の段階的な構築に取り組むこととなっております。

（2）本町の高齢者の現状について（5ページから14ページ）

高齢化の状況や要支援・要介護認定の状況や介護サービスの利用状況について、全国の比較等も交え説明しています。

（3）第7期計画期間における取り組み（15ページから25ページ）

第7期計画期間に実施した各事業（施策）の実績

2 高齢者のニーズ調査（26ページから44ページ）

本計画を策定するにあたり、高齢者の状況を把握するため「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」を実施しました。調査結果は、今後の予防事業等の参考といたします。

3 計画の概略について

（1）基本理念と基本目標（47ページから48ページ）

第7期計画における取り組みを継承しつつ、第8期計画で取り組むべき基本目標を立てました。

- ①高齢者の健康づくり
- ②高齢者の生きがいづくり
- ③高齢者の生活を支えるサービスの提供
- ④計画の円滑な推進の4つの基本目標を立てました。

（2）施策の展開（50ページから65ページ）

各目標を達成するため、施策の展開を計画しました。

4 第8期期間における介護保険料基準額の推計について

（1）被保険者数及び介護保険事業等の推計（66ページから87ページ）

介護保険サービスを利用する高齢者の推計をとおして、介護保険サービスの見込量を推計しました。

(2) 保険料の算出 (88 ページから 96 ページ)

介護給付費の負担割合や推計した今後の見込量から算出した基準額について、国から提供されている「見える化」システムから推計された推計基準額を掲載しています。ただ、今後の国からの通知によっては変更もあり得ます。

5 計画の推進について

(1) サービスの円滑な提供を図るための方策 (99 ページ)

介護サービスを取り巻く環境の整備を進め、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取組を進めるとともに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、その役割の中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、認知症施策及び生活支援・介護予防活動の充実、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の推進などによる地域のネットワークづくりや町民への啓発を行います。

(2) 介護給付の適正化 (100 ページ)

介護保険制度を持続させていくため、適切なサービスの提供及び介護給付費や介護保険料の抑制に努め、介護給付を必要とする人を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するよう、介護給付の適正化を推進します。

(3) 成果目標の設定 (102 ページ)

本計画の取組を推進するために、指標項目と目標を設定し各施策、事業を計画しその事業を評価しながら検討していくための成果目標を設定しました。

介護保険料(期別 基準月額)

期別	計画期間	基準月額(円)	前期からの増減
第1期	平成12年度～平成14年度	2,550	
第2期	平成15年度～平成17年度	2,550	0
第3期	平成18年度～平成20年度	3,300	750
第4期	平成21年度～平成23年度	3,850	550
第5期	平成24年度～平成26年度	4,500	650
第6期	平成27年度～平成29年度	5,100	600
第7期	平成30年度～令和2年度	5,600	500
第8期	令和3年度～令和5年度	5,800	200(予定)

清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

	氏 名	所 属 機 関 等	備考
1	石 井 康 浩	清水赤十字病院	医療
2	関 上 恵 介	医療法人 前田クリニック	医療
3	高 橋 やよい	医療法人社団 星光会 御影診療所	医療
4	脇 原 康 誠	社会福祉法人 清水町社会福祉協議会	福祉
5	真 野 篤	清水町民生児童委員協議会	福祉
6	鈴 木 康 功	社会福祉法人 清水旭山学園せせらぎ荘	福祉
7	小笠原 敏 子	保健師	保健
8	細 田 恭 子		公募
9	飯 野 真百美		公募

清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が安心して住み慣れた地域で生涯を過ごせるまちづくりの指針となる、清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 清水町の福祉サービス及び介護サービスのあり方に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者

3 前項第4号に規定する委員は、公募に応募した清水町に住所を有する40歳以上の町民のうち3名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画の策定終了までとする。

2 委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要に応じて関係職員を出席させ、その意見や情報を求めることができる。

(報償費の支出)

第7条 委員会に出席した委員には、予算の範囲内の報償費を支出する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を保健福祉課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

清水町

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (第8期)

(素案)

令和3年 月

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画の策定体制	3
(1)	清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	3
(2)	町民による参加	3
(3)	国や道、市町村相互間の調整	3
第5節	計画策定にあたっての基本的な視点	4
第2章	清水町の高齢者を取り巻く状況と課題	5
第1節	高齢者の現状	5
(1)	人口構成の変化	5
(2)	世帯構成の変化	8
(3)	就労状況の変化	9
(4)	平均寿命と健康寿命の変化	10
第2節	介護保険給付等の実績	11
(1)	要支援・要介護認定者数と認定率の推移	11
(2)	介護保険給付等の推移	13
第3節	第7期計画期間における取り組みと今後の課題	15
(1)	基本目標1：高齢者の健康づくり	15
(2)	基本目標2：高齢者の生きがいづくり	18
(3)	基本目標3：高齢者の生活を支えるサービスの提供（介護福祉サービス）	20
(4)	基本目標4：計画の円滑な推進	24
第4節	アンケート調査からみた清水町の現状	26
(1)	調査の概要	26
(2)	調査結果の概要（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	27
(3)	調査結果の概要（在宅介護実態調査）	35
(4)	地区別にみた清水町の特徴	43
第5節	第8期計画における課題	45
(1)	健康づくり施策と連動した介護予防事業の推進	45
(2)	認知症予防・共生のための取り組みの充実	45
(3)	身近な地域における支え合い活動の活性化と高齢者の活躍の場の提供	46
(4)	「安心して暮らし続けられる」清水町を支えるサービスの基盤整備	46
第3章	計画の基本的な考え方	47
第1節	基本理念	47
第2節	日常生活圏域の設定	47
第3節	基本目標	48
(1)	基本目標1：高齢者の健康づくり	48

(2) 基本目標2：高齢者の生きがいづくり	48
(3) 基本目標3：高齢者の生活を支えるサービスの提供	48
(4) 基本目標4：計画の円滑な推進	48
第4節 施策体系	49
第4章 施策の展開	50
第1節 基本目標1：高齢者の健康づくり	50
(1) 生活習慣病予防・重症化予防	50
(2) 食を通じた健康づくり	52
第2節 基本目標2：高齢者の生きがいづくり	53
(1) 地域交流の推進	53
(2) 高齢者の就業機会の充実	54
(3) 地域福祉活動の推進	54
第3節 基本目標3：高齢者の生活を支えるサービスの提供（介護福祉サービス）	55
(1) 地域支援事業の推進	55
(2) 包括的支援事業の実施	56
(3) 認知症施策の推進	56
(4) 日常生活を支えるサービスの提供	58
(5) 高齢者の移動支援	59
(6) 安心して暮らせるまちづくり	60
(7) 居住環境整備	61
(8) 施設サービスの充実	62
第4節 基本目標4：計画の円滑な推進	63
(1) 地域包括ケアシステムの構築	63
(2) サービス基盤の整備	64
(3) 介護事業の円滑な運営	64
第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出	66
第1節 介護保険サービスの見込算出にあたっての前提	66
(1) 被保険者数の推計	66
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	66
第2節 介護保険サービス量の見込み	67
(1) 在宅介護（予防）サービス量の見込み	67
(2) 介護施設サービス量の見込み	81
(3) 地域密着型サービス量の見込み	83
第3節 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画	85
(1) 介護施設サービス	85
(2) 地域密着型サービス	85
第4節 介護保険事業費の見込み	86
(1) 介護サービス給付費（見込額）	86
(2) 介護予防サービス給付費（見込額）	87
第5節 保険料の算出	88
(1) 保険給付費の負担割合	88
(2) 地域支援事業費の負担割合	89

(3) 保険給付費等の見込額.....	90
(4) 基準額に対する介護保険料の設定等.....	92
(5) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計.....	93
(6) 介護保険料基準額の算定方法.....	94
(7) 所得段階別介護保険料.....	96
(8) 低所得者の支援策.....	97
(9) 中長期的な推計.....	98
第6章 計画の推進	99
第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策.....	99
(1) 介護給付実施体制の強化.....	99
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	99
第2節 介護給付の適正化.....	100
(1) 要支援・要介護認定の適正化.....	100
(2) ケアプランの点検.....	100
(3) 住宅改修等の点検.....	100
(4) 縦覧点検・医療情報との突合.....	100
(5) 介護給付費通知.....	100
第3節 計画の達成状況の点検と評価.....	101
(1) 計画の達成状況の点検.....	101
(2) 計画の達成状況の評価.....	101
第7章 資料編	103
(1) 清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	103
(2) 清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿.....	103

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

我が国は、既に超高齢社会に突入しており、内閣府の「令和元年版高齢社会白書」によると、「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年の高齢者人口は3,677万人に達し、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎えることが見込まれるほか、平均寿命が年々上昇傾向にあることから、「人生100年時代」の到来に向けた検討が国全体で進められています。

本町においても、少子高齢化と人口減少は長期的に進んでいくことが見込まれています。令和2（2020）年4月1日現在、高齢化率36.7%となっており、全国的な動向と同様に支援を必要とする高齢者が増加する傾向にあるため、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるまちづくりを実現する必要があります。

本町においては、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めています。平成30（2018）年3月に策定した「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）では、「誰もが健康で思いやりのあふれるまちづくり」を地域の目指す方向として、総合計画との整合性を図るとともに、すべての町民が住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることのできるまちづくりを進めることとしています。

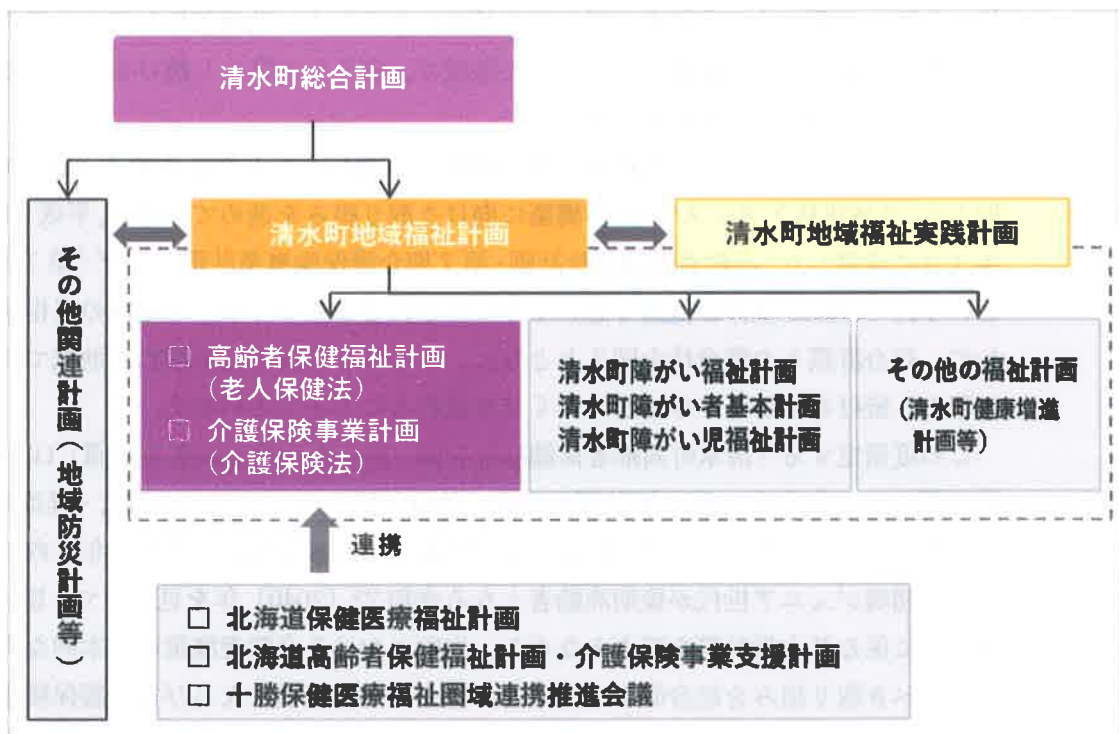
この度策定する「清水町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）は、第6期計画から続く地域包括ケアシステムの深化・推進のこれまでの実績を基本として、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年に向けて、さらには団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22（2040）年を見据えて、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、本町における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉ならびに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定化を図り高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的とするものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本町における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、本計画は「第6期清水町総合計画」を上位計画とし、健康・医療・福祉分野の目標である「健やかで笑顔あふれるまち」の実現を目指す個別計画として、「清水町障がい福祉計画」や「清水町健康増進計画」など他の関連計画や北海道の保健福祉計画等との連携を図っています。

■本計画の位置づけ■

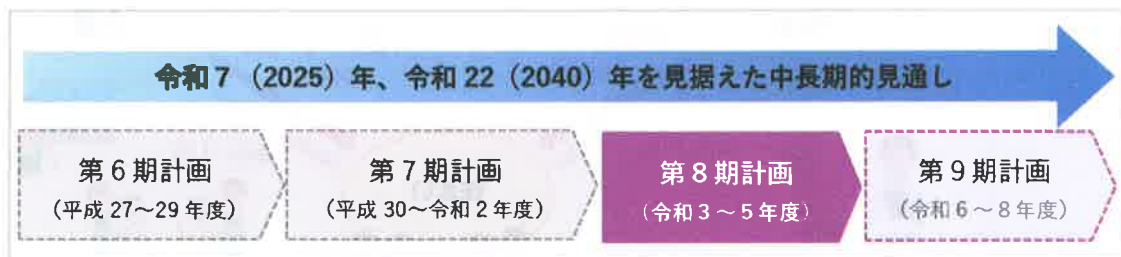


第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うこととなっています。したがって、今回策定する「第8期介護保険事業計画」の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度とします。また、「高齢者保健福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

■計画の期間■



第4節 計画の策定体制

（1）清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

医療・保健・福祉の関係者及び町内の被保険者で構成する「清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において計画策定に関する検討・協議を行いました。

（2）町民による参加

介護保険及び保健・医療・福祉サービスを利用している要支援・要介護者等をはじめとする被保険者である町民の意見を反映させるために、アンケートとして「清水町 第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定のための調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」、「清水町 在宅介護実態調査」を実施しています。また、パブリックコメント¹による町民の意見聴取を行いました。

（3）国や道、市町村相互間の調整

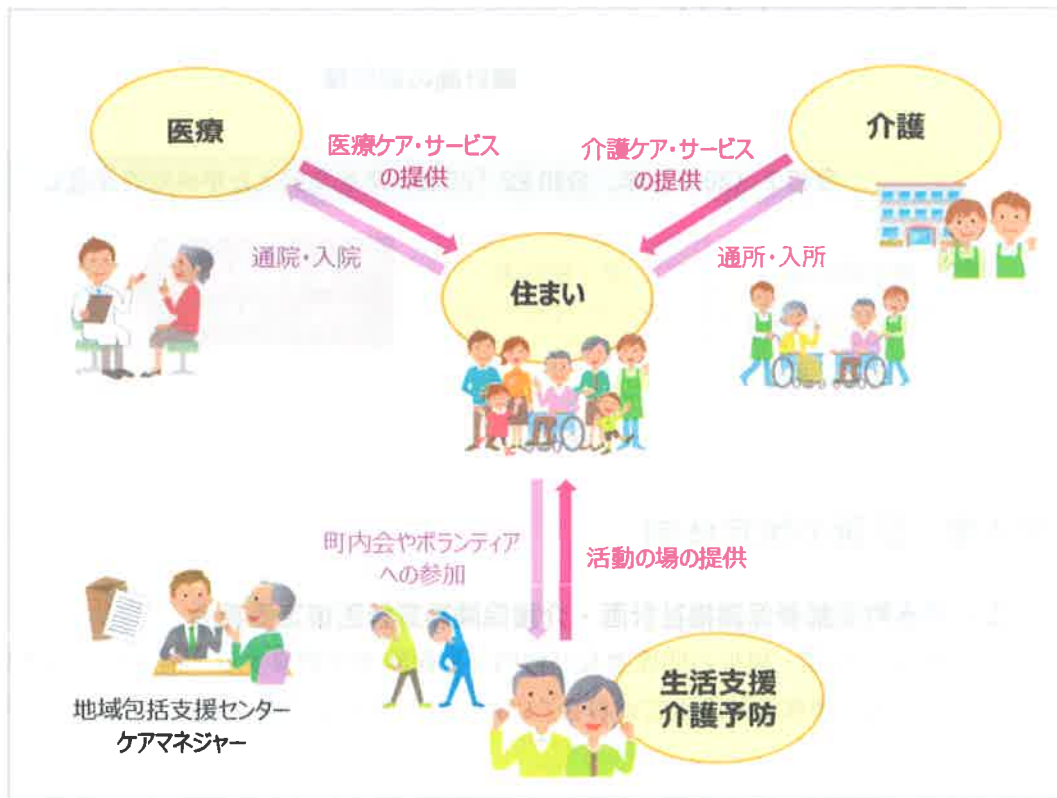
本計画は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、北海道や周辺自治体と調整した上で策定しました。

¹ 公的な機関が、制度等を制定する際に広く公に意見、情報、改善案を求める手続きのこと。

第5節 計画策定にあたっての基本的な視点

介護保険制度は3年ごとに大きな見直しが行われています。第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の段階的な構築に取り組むこととなっています。

■地域包括ケアシステムの姿■



第8期計画の策定にあたって厚生労働省が示した基本指針（案）においては、以下の7項目について記載の充実を求めています。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 | 2. 地域共生社会の実現 |
| 3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施） | 4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 |
| 5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進 | 6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化 |
| 7. 災害や感染症対策に係る体制整備 | |

第2章 清水町の高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者の現状

(1) 人口構成の変化

1. 清水町における人口と高齢化率の推移

国勢調査によると、総人口は減少傾向が続いていることがわかります。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続いているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向が続いています。平成22（2010）年以降は3,000人を突破しており、平成27年には3,330人となっています。

また、年齢3区分別人口を構成比としてみると、年少人口比率、生産年齢人口比率は低下傾向が続いているのに対し、高齢者人口比率は上昇が続いています。平成27（2015）年には34.7%と、町民の3人に1人が高齢者となっています。

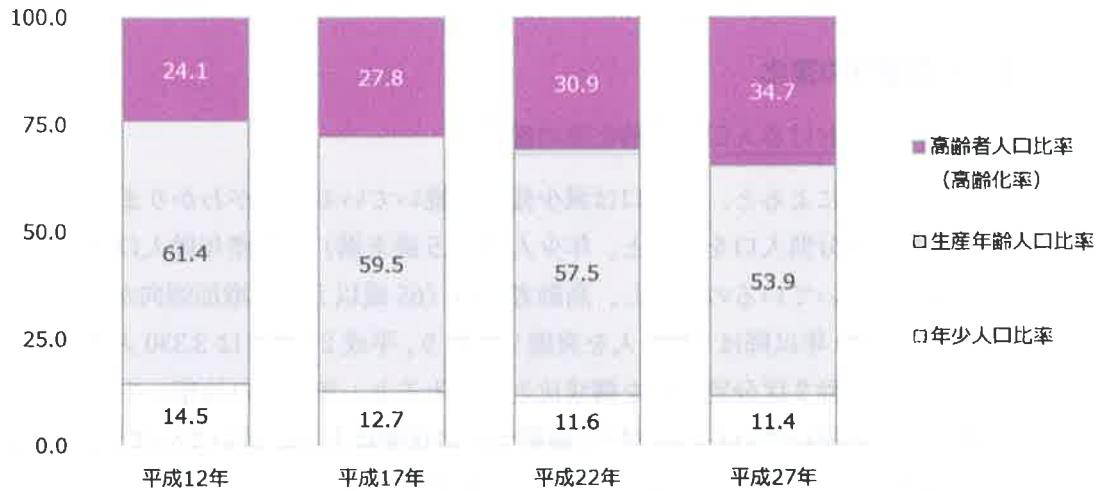
■年齢3区分別人口の推移■



資料：総務省「国勢調査」

■年齢3区分別人口構成比の推移■

単位：％



資料：総務省「国勢調査」

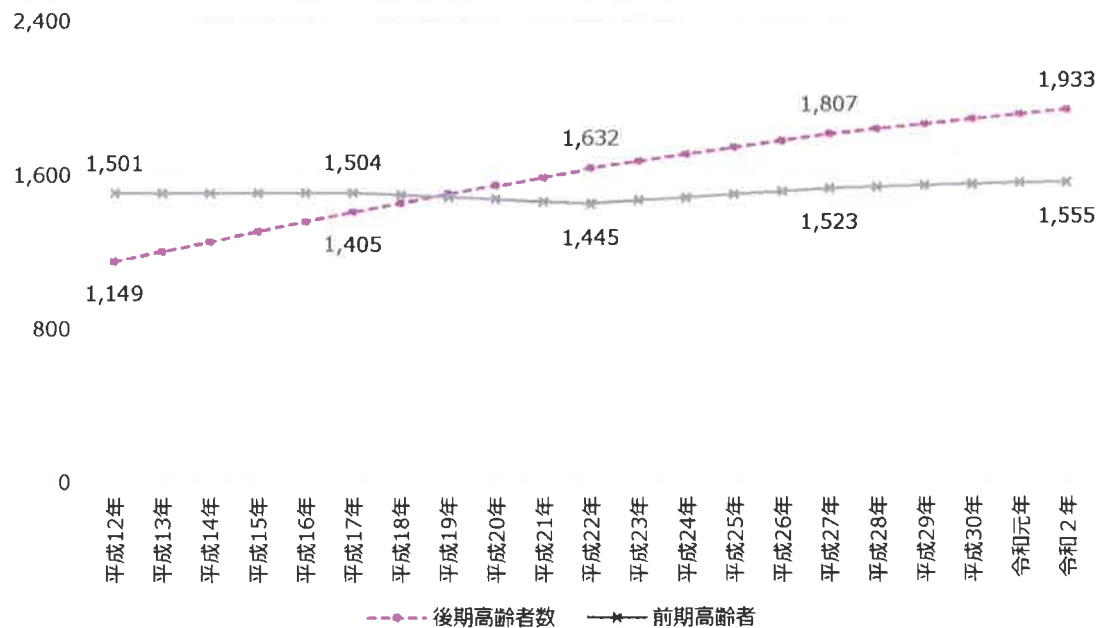
※端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0％にならない。

2. 高齢者人口の推移

高齢者について、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に区分すると、前期高齢者人口は横ばいで推移しているのに対し、後期高齢者人口は増加傾向が続いています。平成19（2007）年以降は後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っています。

■前期高齢者数及び後期高齢者数の推移■

単位：人



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

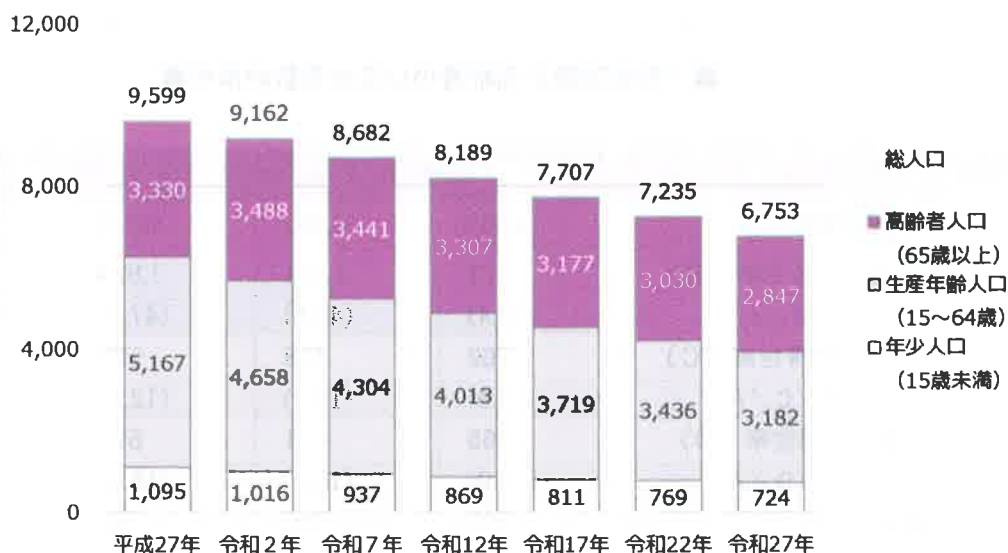
3. 高齢者人口の推計

本町の推計人口をみると、今後も総人口の減少傾向は続き、令和27(2045)年には6,753人となることを見込まれています。高齢者人口は令和2(2020)年をピークに減少し、令和27(2045)年には3,000人を下回ると推計されています。

高齢化率をみると、今後も上昇傾向は続き、令和12(2030)年には40%を突破することを見込まれています。

■清水町の推計人口■

単位：人



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(令和2年以降)

■清水町の高齢化率の推計■

単位：人、%



資料：総務省「国勢調査」(平成27年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(令和2年以降)

(2) 世帯構成の変化

1. 世帯数の推移

国勢調査によると、一般世帯数は横ばいで推移しています。高齢者のいる世帯も高止まり傾向にあります。

高齢者単身世帯数や高齢夫婦世帯数は増加傾向にあります。高齢者の増加に伴って高齢者のいる世帯も増加していることがうかがえます。高齢者の独居世帯や高齢者夫婦世帯も増加していることから、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続していくためには、公的サービスによる福祉の充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりも進めていく必要があります。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数 (A)	4,061	4,107	4,074	4,108
高齢者のいる世帯 (B)	1,721	1,841	1,924	2,027
比率 (B/A)	(42.4)	(44.8)	(47.2)	(49.3)
高齢者単身世帯 (C)	362	458	503	557
比率 (C/A)	(8.9)	(11.2)	(12.3)	(13.6)
高齢夫婦世帯 (D)	566	631	675	761
比率 (D/A)	(13.9)	(15.4)	(16.6)	(18.5)
親族等と同居世帯 (E)	793	752	746	709
比率 (E/A)	(19.5)	(18.3)	(18.3)	(17.3)

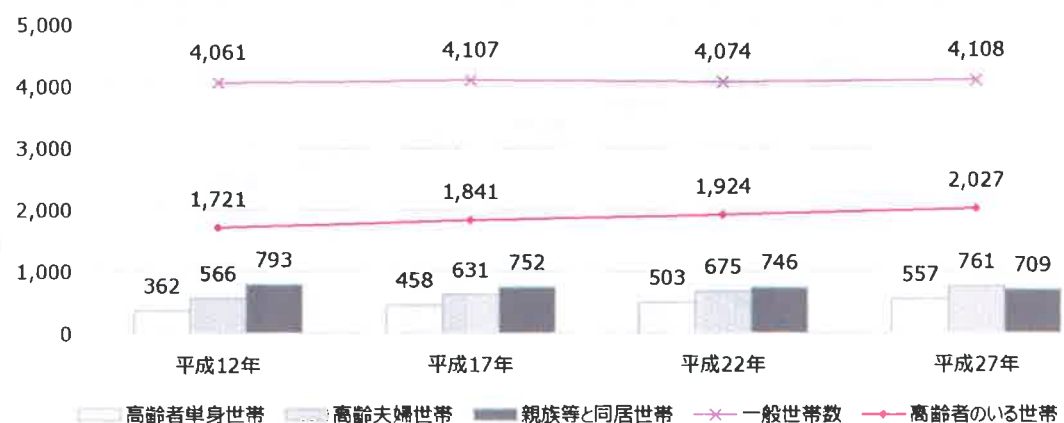
資料：総務省「国勢調査」

※「一般世帯 (A)」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。

※「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいう。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：総務省「国勢調査」

(3) 就労状況の変化

1. 高齢者の就労状況

本町の高齢者の労働力人口をみると、平成27(2015)年時点で仕事をした人は835人、全高齢者に占める割合は25.1%となっており、高齢者のうち、4人に1人以上が何らかの就労を行っていたことがわかります。

■高齢者の就労状況■

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者人口	2,650	2,909	3,077	3,330
主に仕事	516	509	511	626
家事のほか仕事	161	183	179	209
通学のかたわら仕事	-	-	-	-
休業者	16	12	7	8
完全失業者	5	19	20	14
その他	1,142	1,568	1,735	1,641

資料：総務省「国勢調査」

※「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、仕事を探していた者をいう。

※「その他」には家事、通学のほか不詳を含む。

■高齢者の就労状況の推移■

単位：人、%



資料：総務省「国勢調査」

(4) 平均寿命と健康寿命の変化

1. 健康寿命と平均寿命の推移

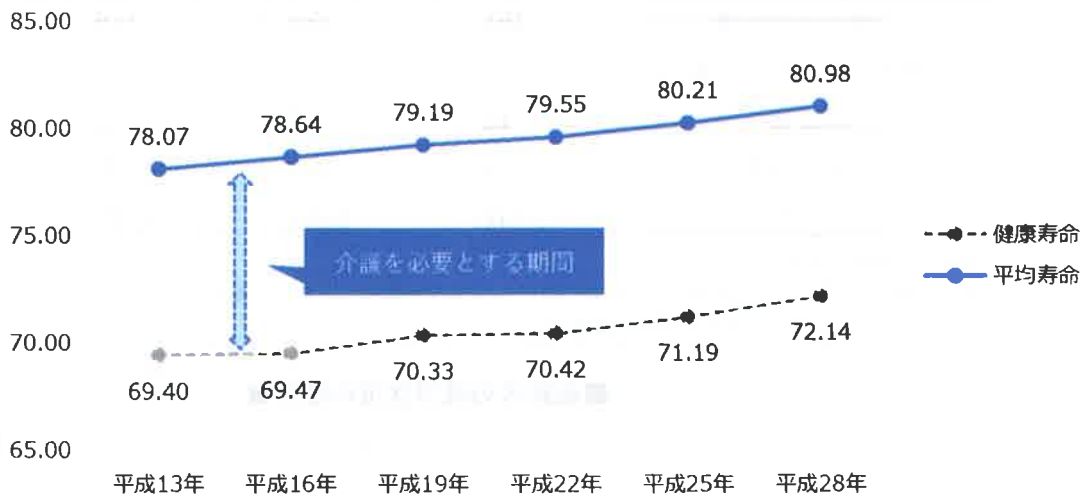
医療技術の向上や衛生環境の改善により、日本人の平均寿命は年々過去最高を更新し、世界的にも長寿の国の1つとなっています。

平成13(2001)年から平成28(2016)年の平均寿命の推移をみると、男性では2.91年、女性では2.21年の上昇がみられます。

同期間の健康寿命(日常生活に制限のない期間)の推移をみると、男性では2.74年、女性では2.14年の上昇がみられます。

■健康寿命と平均寿命の推移(男性)■

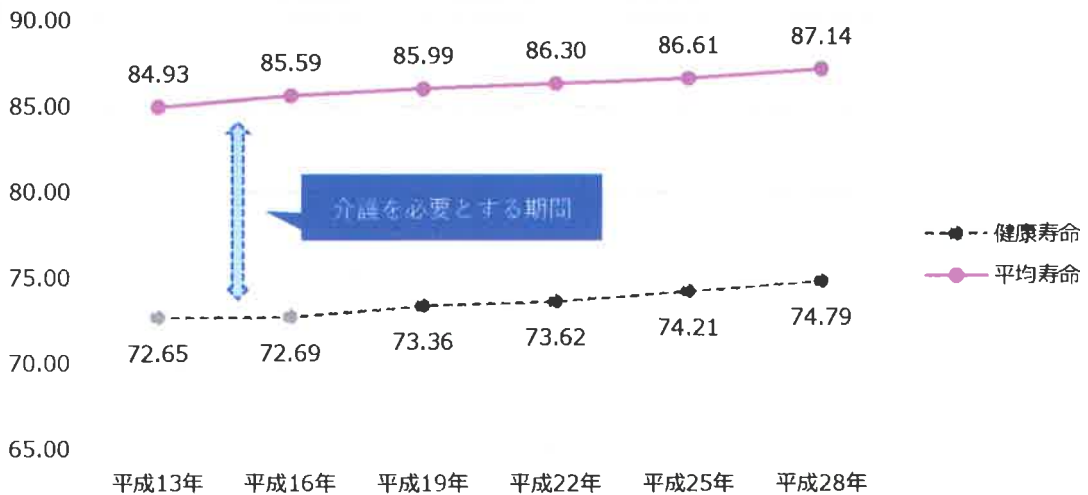
単位：年



資料：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

■健康寿命と平均寿命の推移(女性)■

単位：年



資料：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

第2節 介護保険給付等の実績

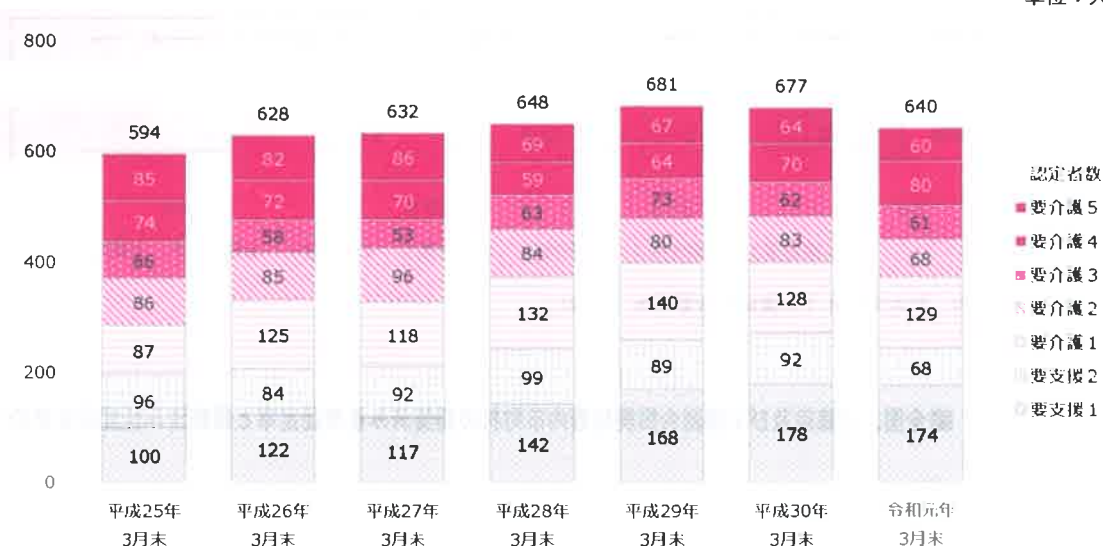
(1) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本町における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は平成25（2013）年3月末以降、増加傾向が続いていましたが、平成29（2017）年3月末をピークとして現在は高止まり傾向にあることがわかります。特に要支援1の認定者が増加していることがわかります。

認定率については、平成21（2009）年3月末以降、ほぼ北海道の値と同水準で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移■

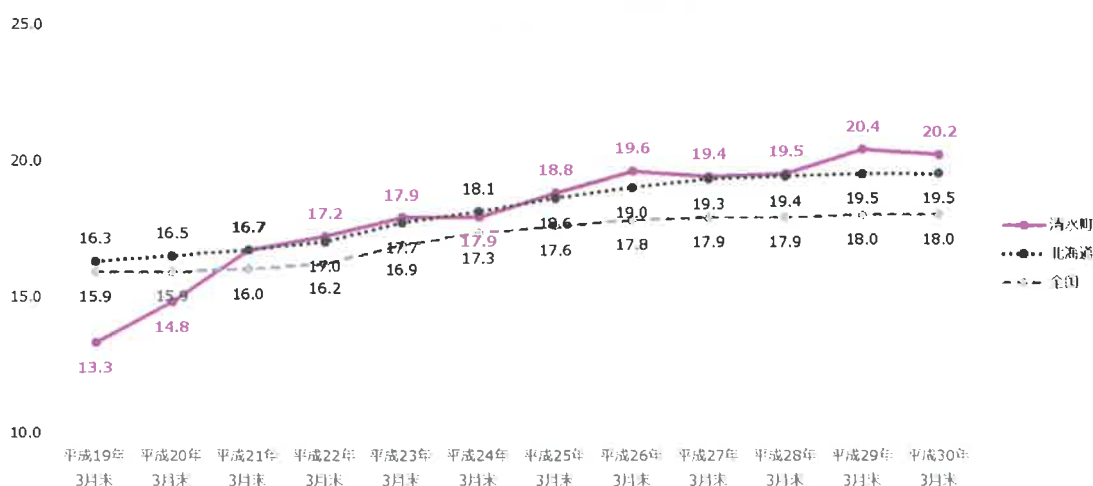
単位：人



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成29年度）

■認定率の推移■

単位：%



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成29年度）

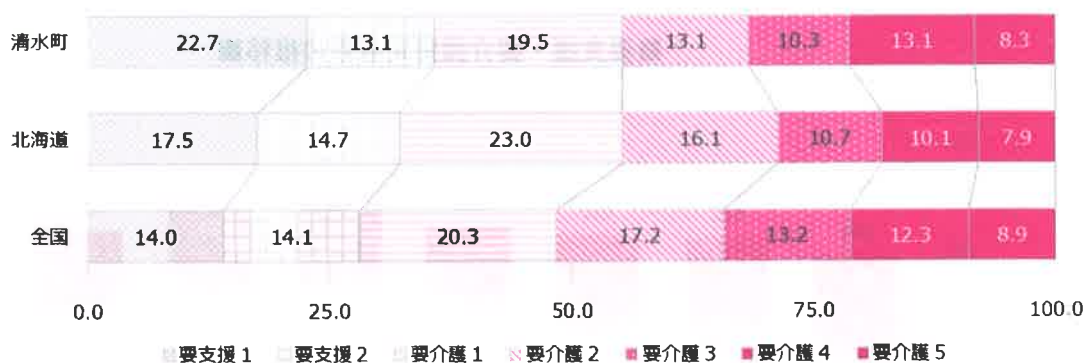
第2章 清水町の高齢者を取り巻く状況と課題

令和元（2019）年の要支援・要介護度別の構成割合をみると、本町は全国、北海道と比べて要支援1認定者の占める割合が多いことがわかります。

なお、平成30（2018）年における全国、北海道及び十勝総合振興局管内市町村の調整済み重度認定率²と調整済み軽度認定率の分布をみると、本町は軽度、重度ともに全国、北海道よりも低い水準であるものの、十勝総合振興局管内市町村と比較すると平均的な値であることがわかります。

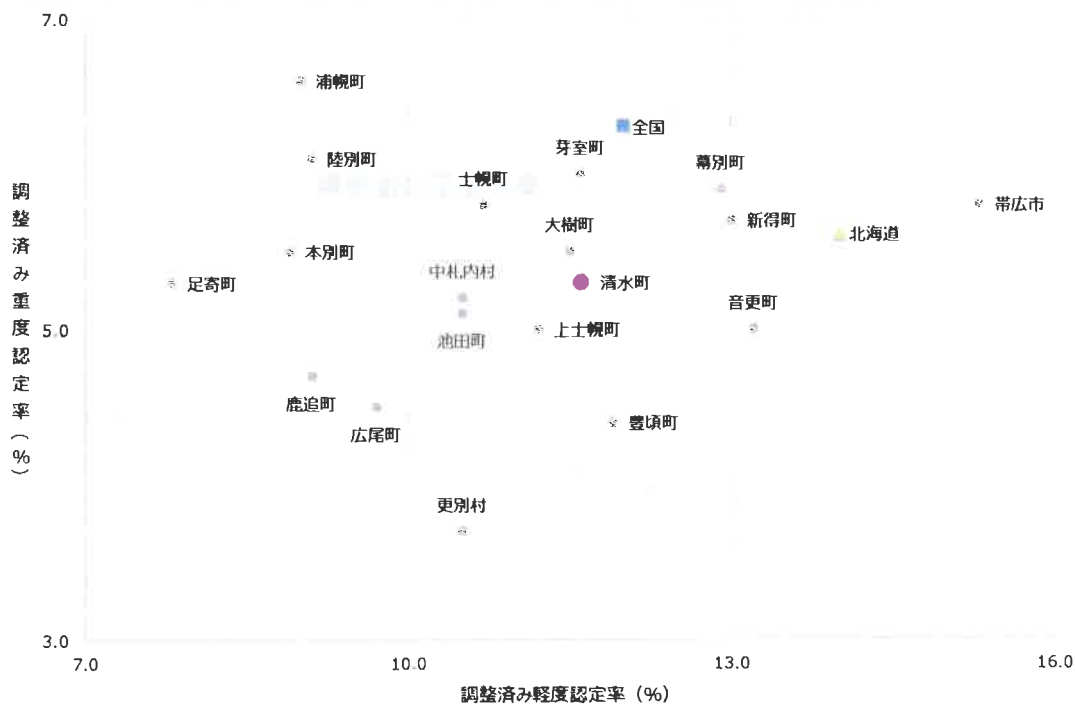
■要支援・要介護度別構成割合の比較■

単位：%



資料：厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」

■全国、北海道及び十勝総合振興局管内市町村の調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布■



資料：厚生労働省「介護保険事業報告（年報）」、総務省「住民基本台帳人口・世帯数」（平成30年）

² 認定率の多寡に大きな影響を与える「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率のこと。

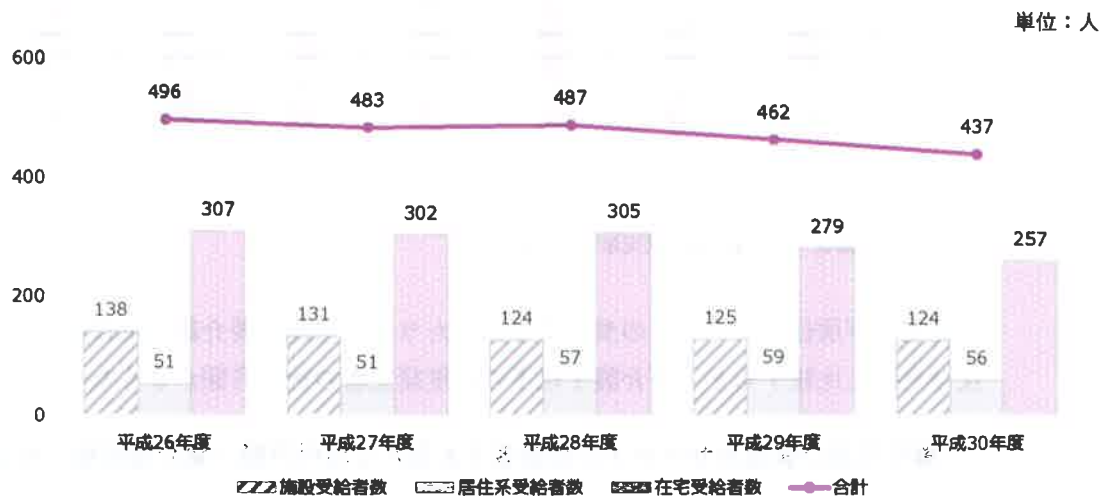
(2) 介護保険給付等の推移

1. 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給率の状況

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者の平均についてみると、施設受給者数と居住系受給者数はほぼ横ばいとなっているのに対し、在宅受給者数は減少傾向にあります。要支援・要介護認定者数も減少傾向にあることから、要支援・要介護認定者数の減少分は在宅サービスに影響している可能性が高いことがうかがえます。

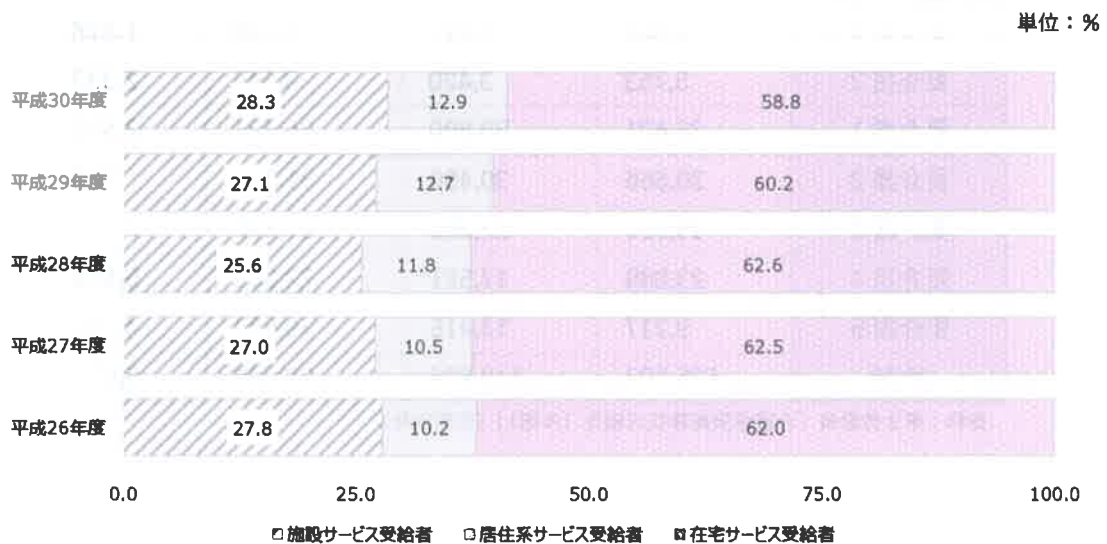
介護保険サービス利用者（受給者）について、割合でも、近年は在宅サービス受給者の割合が低下していることがわかります。

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

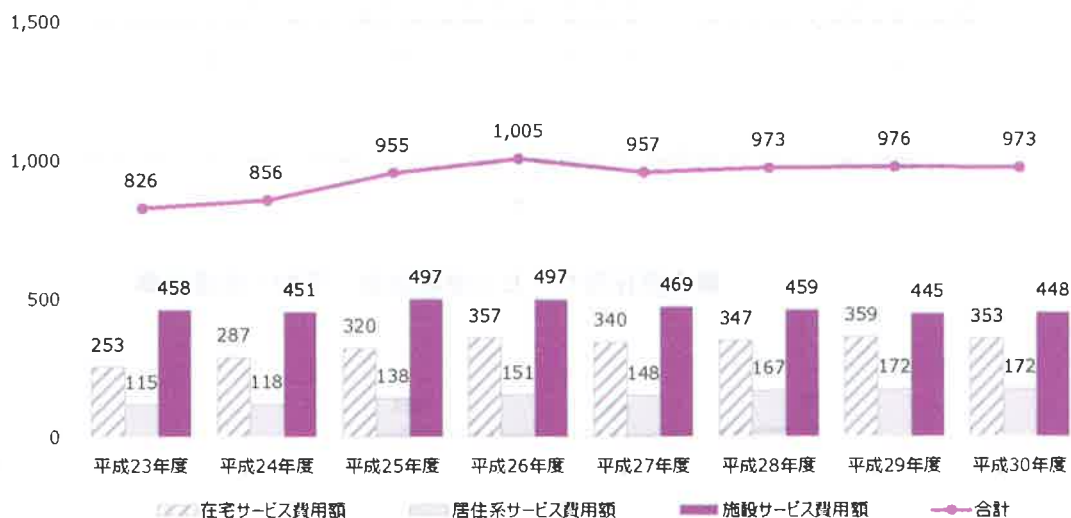
第2章 清水町の高齢者を取り巻く状況と課題

2. 介護費用額と受給者1人当たり給付費の状況

本町の介護費用額をみると、近年はほぼ横ばいとなっています。

■介護費用額の推移■

単位：百万円



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額を要介護度別にみると、北海道及び全国と比較すると、要介護1以下の軽度認定者の給付月額が多くなっています。

■在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

	受給者1人当たり給付月額			比較	
	清水町	北海道	全国	対北海道	対全国
要支援1	3,855	1,877	1,728	1,978	2,127
要支援2	5,753	3,420	3,646	2,333	2,107
要介護1	33,401	30,890	26,424	2,511	6,977
要介護2	30,666	30,450	31,151	216	-485
要介護3	19,526	22,263	27,312	-2,737	-7,786
要介護4	23,089	17,521	22,009	5,568	1,080
要介護5	9,217	13,415	16,630	-4,198	-7,413
合計	125,507	119,836	128,900	5,671	-3,393

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和元年）

第3節 第7期計画期間における取り組みと今後の課題

第7期計画では、地域の目指す方向である「誰もが健康で思いやりのあふれるまちづくり」を達成するため、以下の基本目標を掲げ、各事業を推進してきました。

(1) 基本目標1：高齢者の健康づくり

1. 生活習慣病予防・重症化予防

①健康教育

- 町内会等の団体を対象に、講話や実習を実施しました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、集団での実施が難しくなっていますが、感染症対策を十分に行ったうえで、引き続き事業の実施を図っていく必要があります。

■第7期計画期間における実績（健康教育）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
健康教室 実施回数	回	目標	60	60	60
		実績	54	44	42
		差	▲6	▲16	▲18
健康教室 参加者数	人	目標	660	660	660
		実績	823	684	390
		差	163	24	▲270

②健康診査

- 訪問や電話、ハガキを利用した受診勧奨を行っていることもあり、特定健診受診率は上昇傾向にあります。健康診査全体で見ると、いずれも計画通りに進んでいないのが現状です。未受診者の多くは医療機関に定期通院しているため、こうしたケースへのアプローチとして、医療機関との協力・連携を進めていく必要があります。

■第7期計画期間における実績（健康診査）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
特定健診 受診率	%	目標	40.0	45.0	50.0
		実績	36.1	37.6	34.1
		差	▲3.9	▲7.4	▲15.9
胃がん検診 受診率	%	目標	26.5	26.5	26.5
		実績	10.2	8.7	7.0
		差	▲16.3	▲17.8	▲19.5
肺がん検診 受診率	%	目標	28.9	28.9	28.9
		実績	12.7	11.2	6.7
		差	▲16.2	▲17.7	▲22.2
大腸がん検診 受診率	%	目標	30.3	30.3	30.3
		実績	11.8	10.4	8.4
		差	▲18.5	▲19.9	▲21.9

第2章 清水町の高齢者を取り巻く状況と課題

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
子宮がん検診 受診率	%	目標	10.0	11.0	12.0
		実績	4.3	6.0	4.3
		差	▲5.7	▲5.0	▲7.7
乳がん検診 受診率	%	目標	19.0	20.0	21.0
		実績	8.5	6.6	6.5
		差	▲10.5	▲13.4	▲14.5
前立腺がん検診 受診率	%	目標	14.0	14.0	14.0
		実績	5.4	4.7	3.4
		差	▲8.6	▲9.3	▲10.6
骨粗しょう症検診 受診者数	人	目標	90	90	90
		実績	58	43	77
		差	▲32	▲47	▲13

③健康相談

- 老人クラブやサロン、各種イベント等で実施し、一人ひとりの生活や健康状態に合わせた助言を行っています。計画に掲げた目標を達成しています。

■第7期計画期間における実績（健康相談）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
開催回数	回	目標	30	30	30
		実績	43	42	38
		差	13	12	8
参加人数	人	目標	350	350	350
		実績	443	429	330
		差	93	79	▲20

④訪問指導

- 一人ひとりの生活状況、健康状態に合わせた家庭訪問を実施しています。特に生活習慣病の重症化リスクの高い人に重点的な指導を行っています。計画に掲げた目標を達成しています。

■第7期計画期間における実績（訪問指導）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
指導実人数	人	目標	70	70	70
		実績	289	318	100
		差	219	248	30
指導延人数	人	目標	100	100	100
		実績	308	364	120
		差	208	264	20

2. 食を通じた健康づくり

①元気で長生き料理教室

- 健康寿命の延伸に必要な食生活についての学習活動を行っています。栄養士とパセリの会の会員で分担し、栄養価を計算した弁当を提供しています。

■第7期計画期間における実績（元気で長生き料理教室）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
実施回数	回	目標	15	15	15
		実績	13	11	中止
		差	▲2	▲4	—
参加者数	人	目標	205	205	205
		実績	145	133	中止
		差	▲60	▲72	—

(2) 基本目標2：高齢者の生きがいつくり

1. 地域交流の推進

①老人クラブへの加入促進

- 老人クラブへの加入促進を図っていますが、会員数の増加がみられず、新たな活動への取り組みができていない状態となっています。

■第7期計画期間における実績（老人クラブへの加入促進）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
単位クラブ数	団体	目標	13	13	13
		実績	12	12	12
		差	▲1	▲1	▲1
会員数	人	目標	450	450	450
		実績	427	458	391
		差	▲23	8	▲59

②生涯スポーツ活動の推進

- 高齢者の健康づくりの場として、さわやかプラザの利用促進、健康体操イベントなどの開催を行っています。保健福祉センター内のさわやかプラザは目標を上回る利用がみられています。
- 高齢者スポーツ大会は廃止されましたが、新たに「65 フェスティバル」を実施しています。

■第7期計画期間における実績（生涯スポーツ活動の推進）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
高齢者スポーツ 大会参加者数	人	目標	廃止	廃止	廃止
		実績	—	—	—
		差	—	—	—
65 フェスティバル 参加者数	人	目標	—	—	—
		実績	55	58	中止
		差	—	—	—
さわやかプラザ 利用者数 (65歳以上)	人	目標	3,350	3,400	3,450
		実績	5,425	5,290	2,550
		差	2,075	1,890	▲900

③生涯学習活動の推進

- 60歳以上の町民を対象に「しみず学園」を開催しています。毎月約8割程度の出席があり、高齢者の学習と交流の場としての機能を果たしています。

■第7期計画期間における実績（生涯学習活動の推進）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
登録者数	人	目標	200	200	200
		実績	212	204	170
		差	12	4	▲30

2. 高齢者の就労促進

①シルバー人材センターの活動支援

- 清水町シルバー人材センターを通じて高齢者が働く機会と個人の経験や知識を生かす場を提供しています。町内の高齢者人口は増加していますが、入会者数が減少しており、会員の高齢化が進んでいる状況です。

■第7期計画期間における実績（シルバー人材センターの活動支援）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
男性会員数	人	目標	95	97	100
		実績	95	92	85
		差	0	▲5	▲15
女性会員数	人	目標	55	56	57
		実績	58	56	54
		差	3	0	▲3
会員数合計	人	目標	150	153	157
		実績	153	148	139
		差	3	▲5	▲18

3. 地域福祉活動の推進

①介護ボランティアの活用

- 関係団体間のコーディネートやボランティア同士の交流、活動支援などを通じた清水町社会福祉協議会との連携や情報共有を図っています。サロンの展開が農村地域でも行われるようになっており、引き続きサロンの増加を図っています。

■第7期計画期間における実績（介護ボランティアの活用）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
ボランティア登録数	人	目標	135	140	145
		実績	126	138	135
		差	▲9	▲2	▲10

(3) 基本目標3：高齢者の生活を支えるサービスの提供（介護福祉サービス）

1. 地域支援事業の推進

①介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の適切な実施に努めました。いきいき教室は令和元年度からいきいきストレッチを清水地区で月4回、いきいき音レクを清水地区、御影地区でそれぞれ月4回開催しています。
- 介護予防ポイント制度は平成29（2017）年度をもって廃止しましたが、介護予防講演会の実施強化を図っています。

■第7期計画期間における実績（介護予防・日常生活支援総合事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
いきいき教室 開催回数	回	目標	96	96	96
		実績	96	96	108
		差	0	0	12
いきいき教室 参加者数	人	目標	1,000	2,000	2,000
		実績	2,389	1,614	1,700
		差	1,389	▲386	▲300
介護予防ポイント 制度登録者数	人	目標	廃止	廃止	廃止
		実績	廃止	廃止	廃止
		差	-	-	-
介護予防講演会 参加者数	人	目標	70	70	70
		実績	76	64	40
		差	6	▲6	▲30

2. 包括的支援事業の実施

①包括的支援事業

- 地域のケアマネジメントの総合的な推進を図るため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施しています。生活支援体制整備事業協議体の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、計画通りには開催できていませんが、引き続き開催目標の達成を目指しています。

■第7期計画期間における実績（包括的支援事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
生活支援体制整備 事業協議体 開催回数	回	目標	3	3	3
		実績	3	1	2
		差	0	▲2	▲1

3. 認知症施策の推進

①認知症総合支援事業

- 認知症の初期予防や家族介護者への相談業務等の総合的支援の実施に向けた体制整備等に努めました。令和元（2019）年度には1件の対応実績がありました。
- 認知症サポーターの養成については、住民グループや小中学校、高等学校の要請により定期的に養成講座を行ってきましたが、令和元（2019）年度には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、講座が中止となっています。

■第7期計画期間における実績（認知症総合支援事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
認知症初期集中 支援チーム 対応事例数	件	目標	2	2	2
		実績	0	1	1
		差	▲2	▲1	▲1
認知症サポーター 養成講座 開催回数	回	目標	5	5	5
		実績	5	2	3
		差	0	▲3	▲2

②認知症見守り事業

- 清水町 SOS ネットワーク事業（旧 徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム事業）により、高齢者の徘徊時における対応を行っています。登録者数は増加傾向にありますが、住民やケアマネジャーから地域の認知症高齢者の情報提供を受けるケースが増加しています。

■第7期計画期間における実績（認知症見守り事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
SOS ネットワーク 登録者数	人	目標	25	25	25
		実績	20	22	22
		差	▲5	▲3	▲3

4. 日常生活を支えるサービスの提供

①高齢者等短期入所事業

- 在宅の高齢者等を介護している家族等の負担軽減を図るため、介護老人福祉施設への一次的な入所を行う事業です。利用実績が低下傾向にあります。

■第7期計画期間における実績（高齢者等短期入所事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
利用日数	日	目標	100	80	60
		実績	98	36	70
		差	▲2	▲44	10

第2章 清水町の高齢者を取り巻く状況と課題

②生活支援サービスの提供

- 在宅で暮らす高齢者の自立と、生活の質の向上を図るための事業です。生きがいデイサービスと自立支援ホームヘルプ事業はともに令和元（2019）年度をもって廃止しました。その他の事業については計画通りの利用がみられています。

■第7期計画期間における実績（生活支援サービスの提供）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
給食サービス 利用者数	人	目標	40	45	50
		実績	35	43	40
		差	▲5	▲2	▲10
移送サービス 利用者数	人	目標	30	30	30
		実績	22	28	29
		差	▲8	▲2	▲1
除雪サービス 利用世帯数	世帯	目標	150	160	160
		実績	147	143	145
		差	▲3	▲17	▲15
生きがいデイサー ビス利用者数	人	目標	0	廃止	廃止
		実績	0	廃止	廃止
		差	0	-	-
自立支援ホームヘル プ事業利用者数	人	目標	0	廃止	廃止
		実績	0	廃止	廃止
		差	0	-	-
高齢者介護用品購 入費助成事業 利用者数	人	目標	20	20	20
		実績	15	18	13
		差	▲5	▲2	▲7

5. 高齢者の移動支援

①高齢者タクシー乗車券助成事業

- 自主免許返納者の増加に伴い、高齢者タクシーチケットの交付件数が増加傾向にあり、計画での見込みを上回る利用実績となっています。

■第7期計画期間における実績（高齢者タクシー乗車券助成事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
利用者数	人	目標	400	420	420
		実績	429	448	450
		差	29	28	30

6. 安心して暮らせるまちづくり

①緊急通報機器設置事業

- 独居高齢者世帯等に緊急通報機器を設置しています。設置台数は増加傾向にあり、計画で定めた見込みを上回っています。

■第7期計画期間における実績（緊急通報機器設置事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
機器貸付台数	台	目標	120	130	130
		実績	133	124	125
		差	13	▲6	▲5

②高齢者等見守り安心事業

- 適切な事業の実施に努めました。第7期期間においては、新規登録者数と登録削除者数が均衡していたため、登録者数自体に大きな変化はありません。

■第7期計画期間における実績（高齢者等見守り安心事業）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
見守り安心事業 登録者数	人	目標	30	30	30
		実績	27	26	27
		差	▲3	▲4	▲3

③権利擁護の推進

- 社会福祉協議会と協力し、高齢者の相談への随時対応、成年後見制度の利用促進など、高齢者虐待の防止及び発生時における適切な対応に努めています。

■第7期計画期間における実績（権利擁護の推進）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
権利擁護・高齢者虐待等相談件数	件	目標	5	5	5
		実績	2	4	2
		差	▲3	▲1	▲3

④災害時等における避難体制の確保

- 関係課、関係機関と協力し、災害時要援護者リストの更新を行っています。

■第7期計画期間における実績（災害時等における避難体制の確保）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
要援護者リスト 作成		目標	随時	随時	随時
		実績	随時	随時	随時
		差	-	-	-

(4) 基本目標4：計画の円滑な推進

1. 地域包括ケアシステムの構築

①地域包括支援センターの運営

- 地域包括支援センター運営協議会を毎年1回開催し、本町の高齢者の暮らしの課題や強みの共有を図っています。

■第7期計画期間における実績（地域包括支援センターの運営）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域包括支援センター運営協議会開催回数	回	目標	1	1	1
		実績	1	1	1
		差	0	0	0

②地域ケア会議の運営

- 地域ケア会議の運営を通じ、ケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題把握の推進、地域資源の開発等必要な施策の実施を図っていますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、会議が計画通り開催できていません。

■第7期計画期間における実績（地域ケア会議の運営）■

指標	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域支援会議開催回数	回	目標	12	12	12
		実績	12	10	10
		差	0	▲2	▲2
地域ケア推進会議開催回数	回	目標	1	1	1
		実績	1	0	1
		差	0	▲1	0
介護予防ケアプラン策定件数	件	目標	1,800	1,850	1,850
		実績	1,900	1,838	1,850
		差	100	▲12	0

2. サービス基盤の整備

①サービスの質の向上

- 介護支援専門員等への研修の実施を予定していましたが、実施に至っていません。事業所への実地指導については、計画的に実施し、サービス内容等の質の向上に努めています。

②介護人材の確保と資質の向上

- 介護人材の確保、育成及び定住促進を図ることを目的に、町内介護サービス事業所に対し、介護資格取得等に必要な経費の一部を助成する支援事業を実施していますが、多くの事業所が職員数に余裕がない状況での運営となっています。

③正確な情報の提供

- 制度内容（仕組みや改正等）や各種支援制度等について広報、ホームページ、パンフレット等で町民に周知しています。

3. 介護事業の円滑な運営

①介護給付等費用適正化事業

- 適正化事業主要5事業のうち、要介護認定の適正化、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の3事業を実施しました。ケアプランの点検、住宅改修等の点検については未実施となっています。

第4節 アンケート調査からみた清水町の現状

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

本計画を策定するにあたり、「清水町 第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定のための調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」、「清水町 在宅介護実態調査」を実施しました。この調査は、本町における高齢者福祉及び介護サービスの現状を把握するとともに、第8期計画策定のための基礎資料とすることを目的としたものです。

2. 調査の実施概要

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

調査種別	対象者	配布数	調査方法	調査期間
(1) 清水町 第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定のための調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	町内在住の要介護認定を受けていない高齢者	1,286 票	郵送法	令和2年5月
(2) 清水町 在宅介護実態調査	要介護認定を受けている町民（施設居住者を除く）とその家族	287 票	郵送法	令和2年5月

3. アンケートの回収実績

アンケートの回収実績は以下に示すとおりです。

■回収実績■

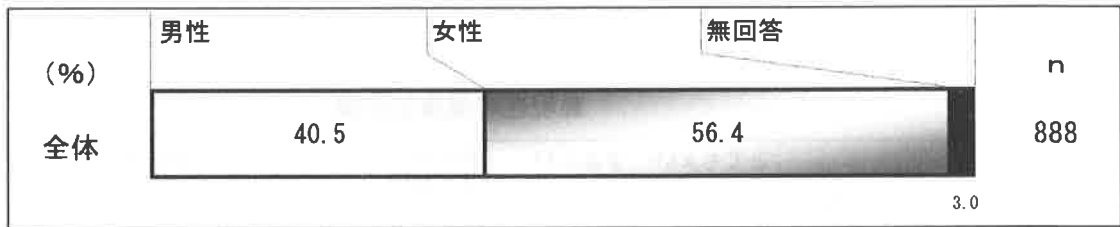
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
(1) 清水町 第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定のための調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	1,286 票	888 票	69.1%
(2) 清水町 在宅介護実態調査	287 票	156 票	54.4%

(2) 調査結果の概要 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

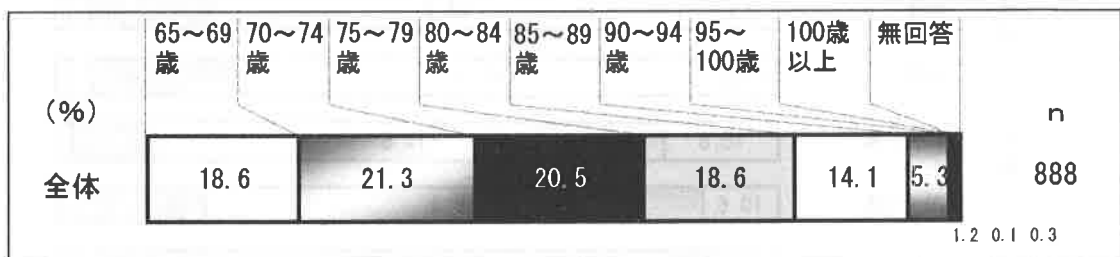
1. 対象者の属性

調査対象者の属性は以下のとおりです。

■対象者の性別■



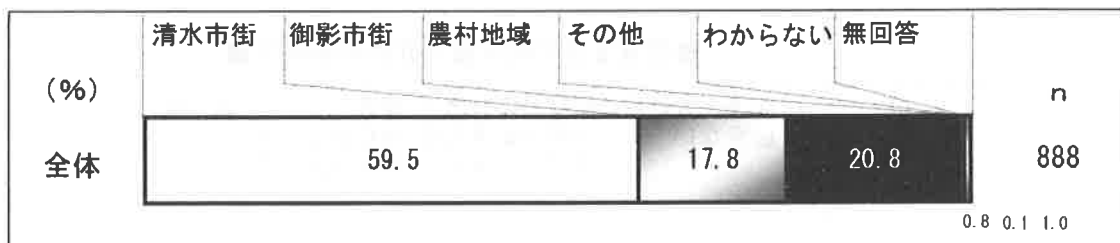
■対象者の年齢■



■対象者の要介護度■



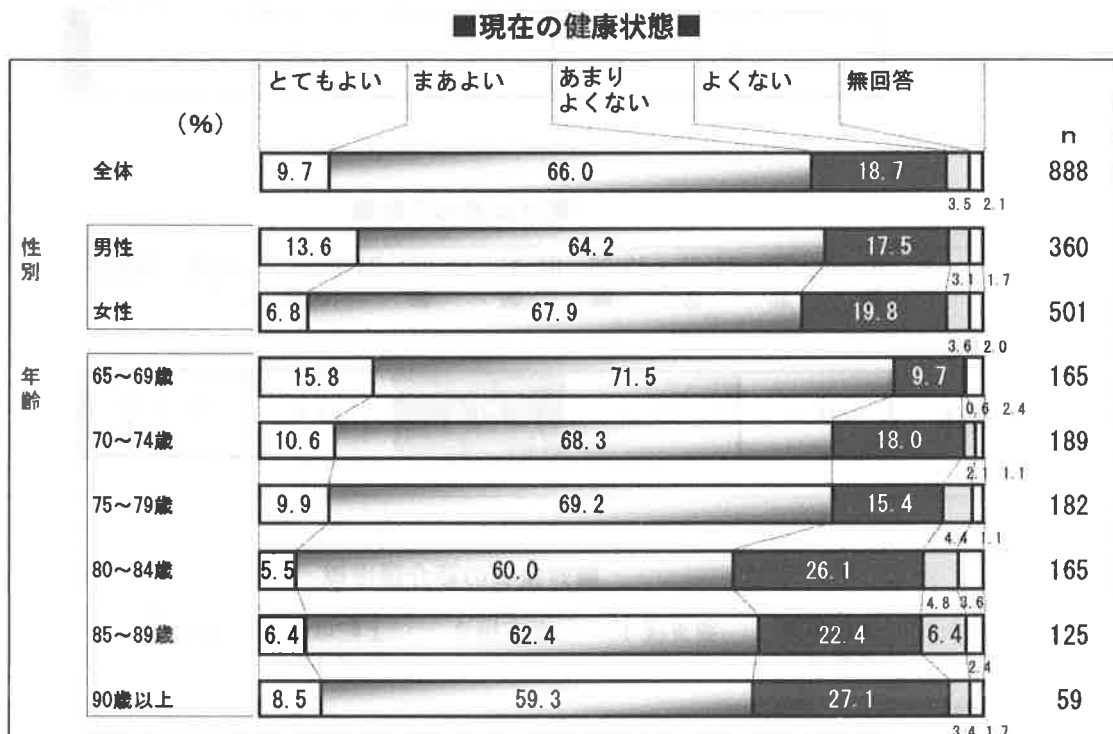
■対象者の居住地区■



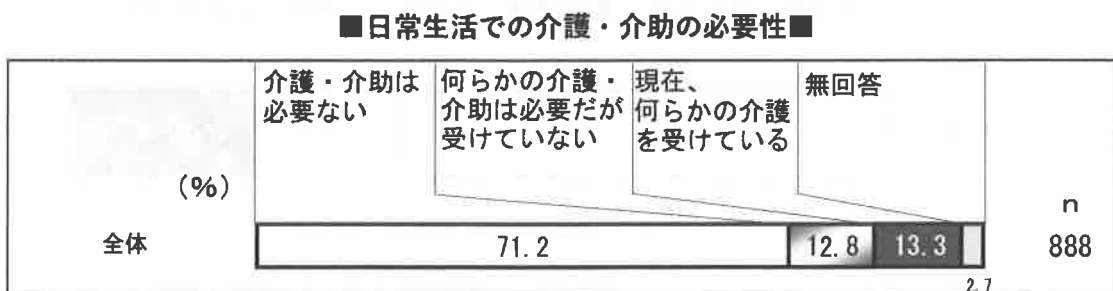
2. 健康状態

現在の健康状態についてたずねたところ、「よい」と回答した人の割合（「とてもよい」と「まあよい」の合計）は全体の75.7%、「よくない」と回答した人の割合（「あまりよくない」と「よくない」の合計）は全体の22.2%となっています。

年齢で見ると、80歳以上になると「よくない」の割合が急激に高くなり、3割前後となっています。

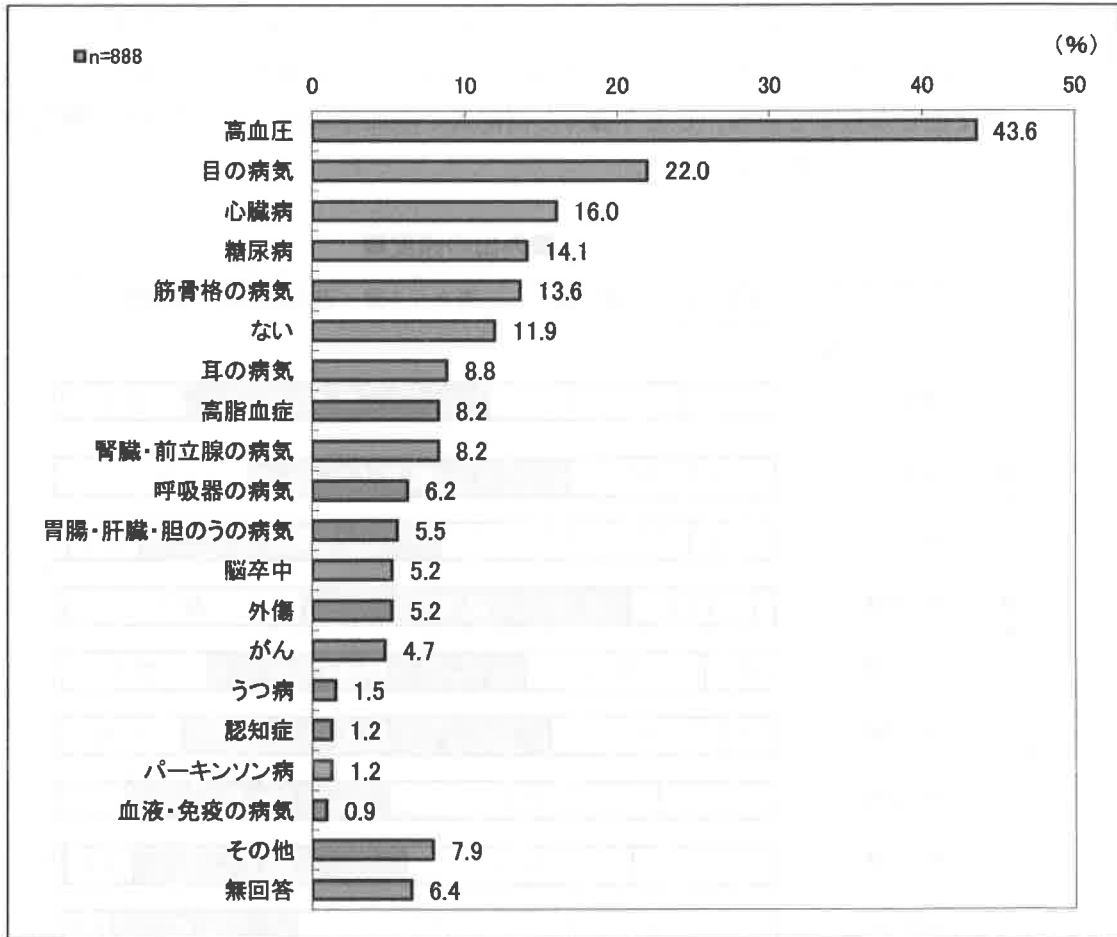


日常生活における介護・介助の必要性については、7割以上が「介護・介助は必要ない」と回答しているものの、何らかの介護・介助を必要とする人は26.1%となっています。うち12.8%は現在も介護・介助を受けていない状態です。



現在治療中または後遺症のある病気については、「高血圧」(43.6%)が他を大きく引き離して最も多くなっており、次いで「目の病気」、「心臓病」、「糖尿病」などとなっています。「高血圧」や「心臓病」、「糖尿病」は生活習慣に起因する症状や疾病であることから、健康寿命の延伸には日頃の生活習慣の改善を図っていく必要があります。

■現在治療中または後遺症のある病気■

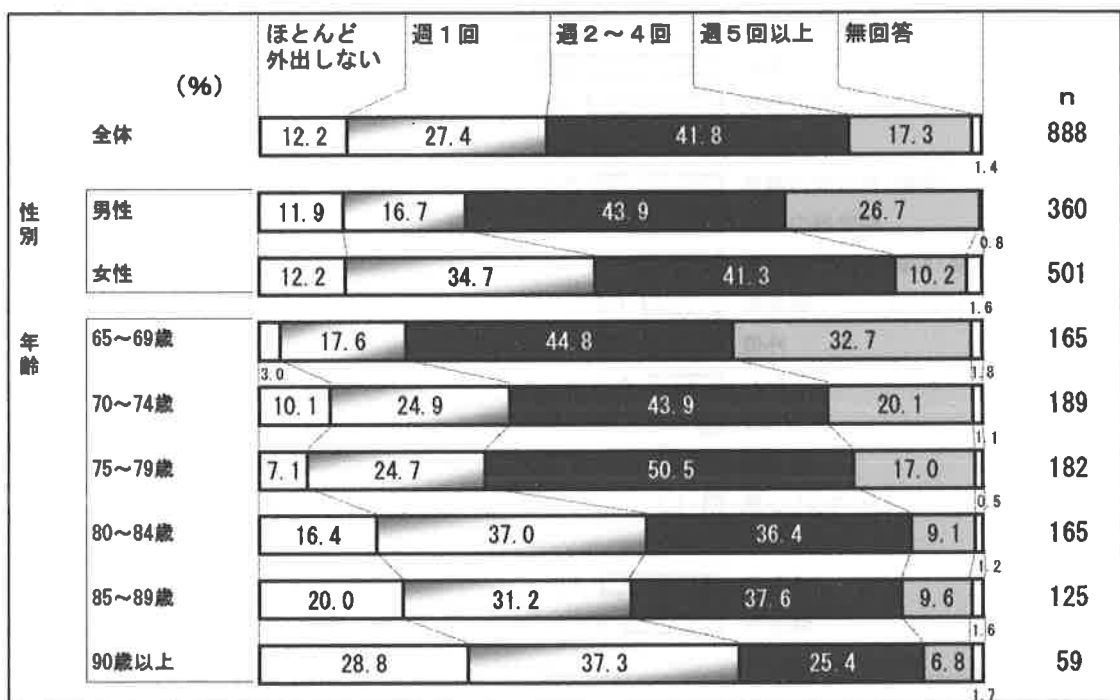


3. 外出の状況

外出の頻度³についてたずねたところ、「週2～4回」が4割強、「週1回」が3割弱を占めているほか、「週5回以上」も2割弱と、9割近い人が週に1回以上の外出習慣があるのに対し、「ほとんど外出しない」が12.2%となっています。高齢の人ほど外出頻度が低下する傾向にあり、特に80歳以上になると急激に低下することがうかがえます。

外出する際の移動手段⁴については、「自動車（自分で運転）」が最も多く、特に男性では77.2%を占めています。また、80歳以上になると「自動車（人に乗せてもらう）」が第1位となることから、ひとり暮らし高齢者の増加等に伴って、外出に困難を抱える人が多くなる可能性があります。

■外出の頻度■



³ 新型コロナウイルス感染症拡大前の状況について調査。

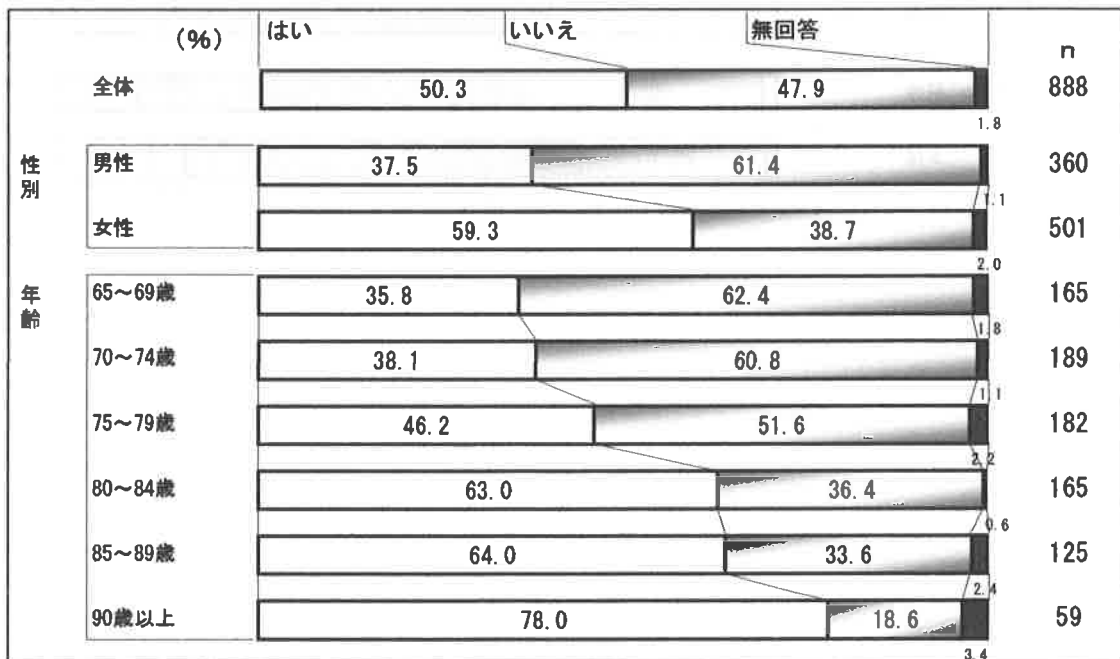
⁴ 新型コロナウイルス感染症拡大前の状況について調査。

■外出する際の移動手段（全体／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		自動車（自分で運転） 58.7	自動車（人に乗せてもらう） 32.9	徒歩 30.1
性別	男性	自動車（自分で運転） 77.2	徒歩 29.2	自動車（人に乗せてもらう） 19.2
	女性	自動車（自分で運転） 45.5	自動車（人に乗せてもらう） 43.3	徒歩 31.3
年齢	65～69歳	自動車（自分で運転） 85.5	徒歩 30.9	自動車（人に乗せてもらう） 13.3
	70～74歳	自動車（自分で運転） 79.9	徒歩 25.4	自動車（人に乗せてもらう） 22.8
	75～79歳	自動車（自分で運転） 68.7	徒歩 29.1	自動車（人に乗せてもらう） 28.0
	80～84歳	自動車（人に乗せてもらう） 47.3	自動車（自分で運転） 38.8	徒歩 35.2
	85～89歳	自動車（人に乗せてもらう） 45.6	タクシー 38.4	徒歩 34.4
	90歳以上	自動車（人に乗せてもらう） 66.1	タクシー 49.2	徒歩 23.7

外出を控えているか⁵という問いに対しては、男性よりも女性の「はい」（＝控えている）の割合が高く、59.3%を占めています。また、高齢になるにつれて外出を控える傾向が強くなることがわかります。

■外出を控えているか■



⁵ 新型コロナウイルス感染症拡大前の状況について調査。

4. 地域活動への参加

地域活動に参加者として参加したいかたずねたところ、「参加してもよい」は40.8%、「是非参加したい」は8.0%となっています。また、企画・運営としての参加意向では「是非参加したい」が2.4%、「参加してもよい」が29.1%となっていることから、こうした参加意向のある高齢者の発見とその希望に合わせた活動・団体へのマッチングが求められます。

■地域活動への参加者としての参加意向■

		(%)	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答	n
性別	全体		8.0	40.8	36.6	6.0	8.7	888
	男性		5.3	43.6	39.4	6.9		360
	女性		9.6	38.7	35.5	7.2	9.0	501

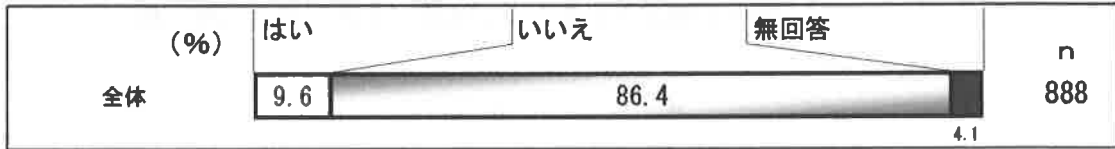
■地域活動への企画・運営としての参加意向■

		(%)	是非参加したい	参加してもよい	参加したくない	既に参加している	無回答	n
性別	全体		2.4	29.1	53.2	4.7	10.7	888
	男性		2.5	32.8	53.3	6.7		360
	女性		2.0	25.7	54.3	4.6	13.4	501

5. 認知症について

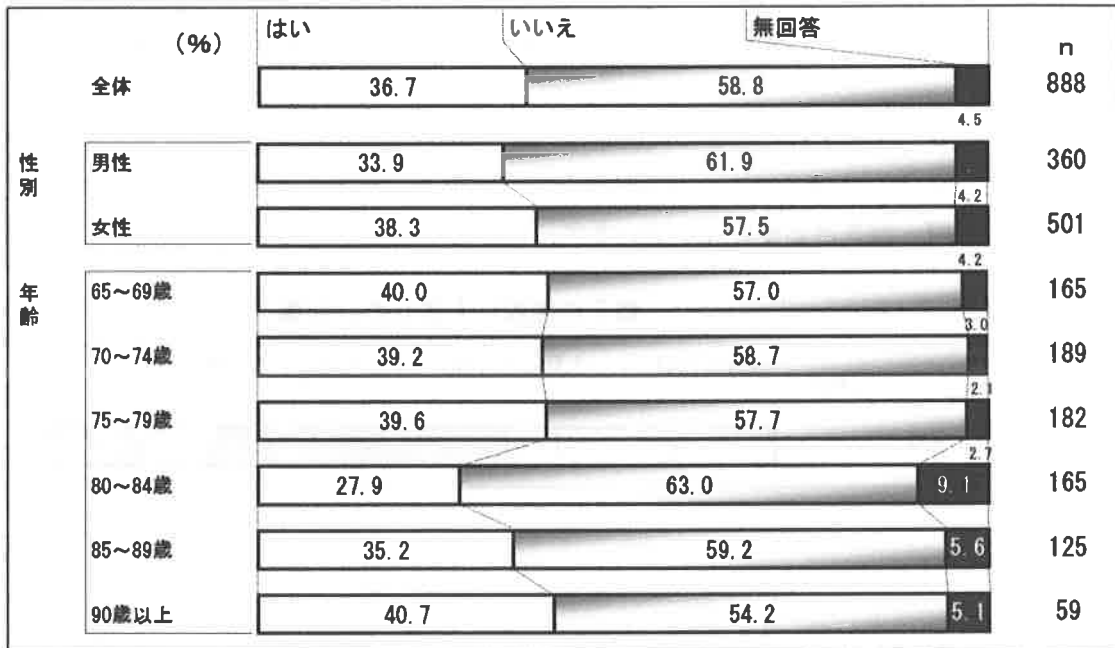
自身や家族に認知症の症状があるかたずねたところ、「はい」(=いる)は9.6%となっています。

■自分または家族に認知症の症状があるか■



認知症に関する相談窓口の認知度については、「はい」(=知っている)は36.7%となっており、改善の余地があることがうかがえます。特に80～84歳では「はい」が27.9%となっており、他の年齢層よりも認知度が低くなっています。

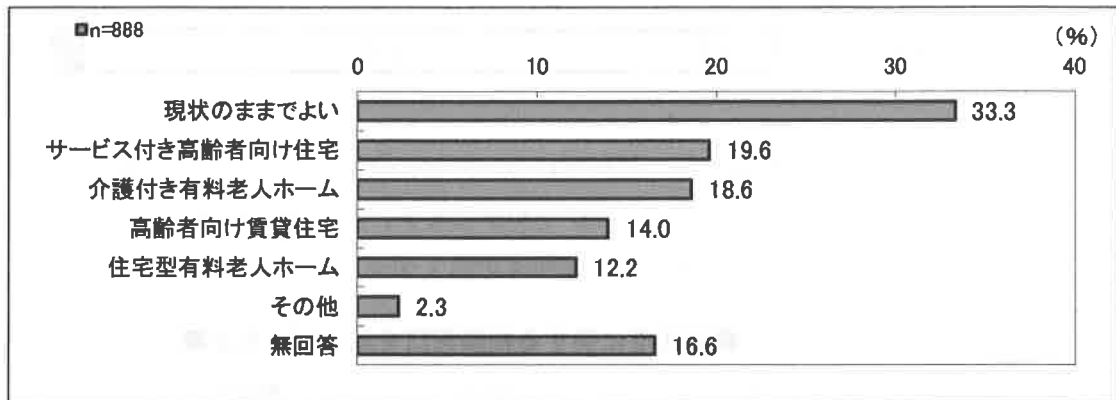
■認知症に関する相談窓口を知っているか■



6. 整備すべき施設

今後整備されるとよい施設についてたずねたところ、「現状のままでよい」が最も高い割合を占めていますが、「サービス付き高齢者向け住宅」や「介護付き有料老人ホーム」もそれぞれ2割弱を占めています。

■今後整備されるとよい施設（全体／複数回答）■



また、整備された場合に入居したいかたずねたところ、「入居したい」は30.1%となっています。「わからない」は53.3%となっており、整備の必要性については、さらに詳細な検討・調査が必要となっています。

■その施設に入居したいか■

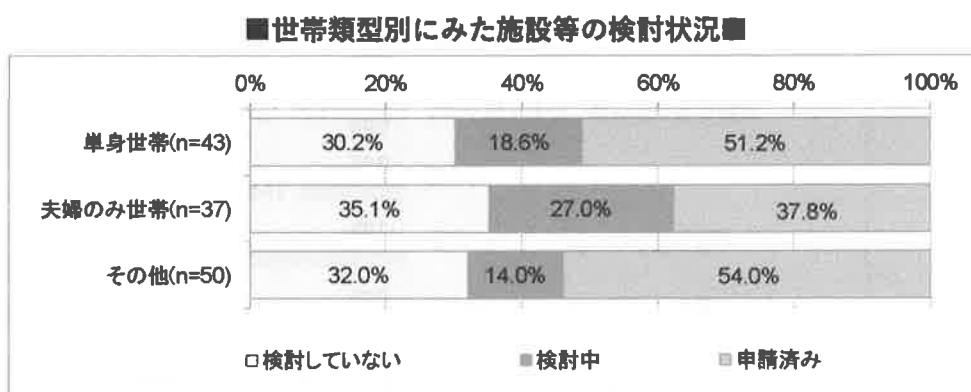
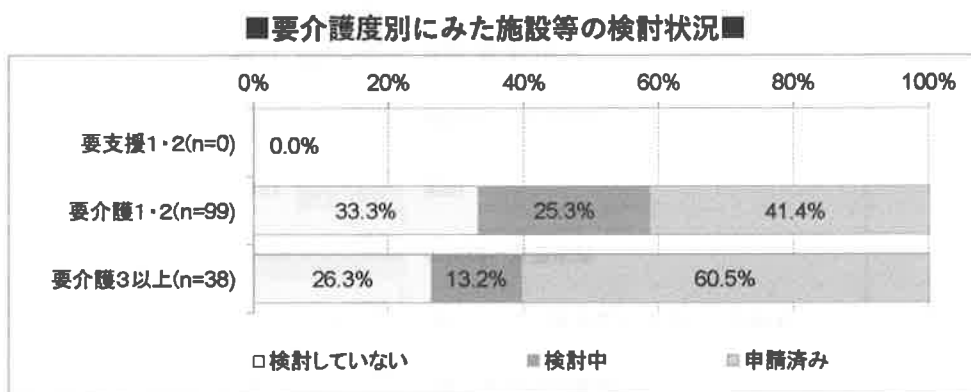
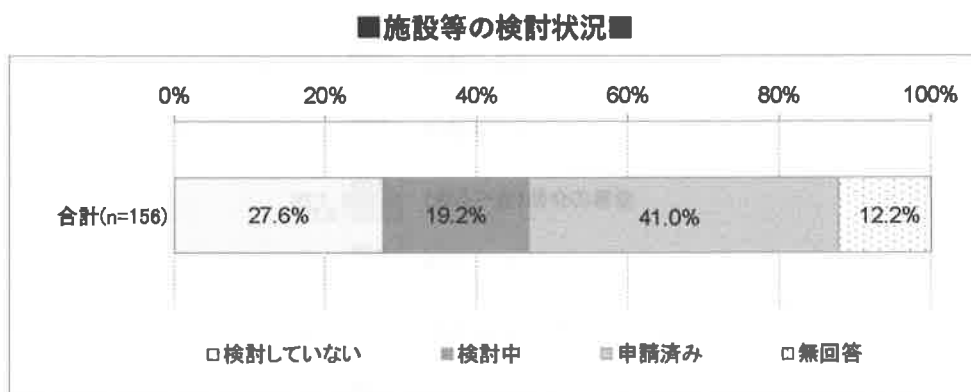
対象	回答内容 (%)				n
	入居したい	入居したくない	わからない	無回答	
全体	30.1	7.0	53.3	9.7	445

(3) 調査結果の概要（在宅介護実態調査）

1. 施設等の検討状況

施設等の利用を検討しているかたずねたところ、全体の41.0%が「申請済み」と回答しているほか、「検討中」が19.2%となっています。

要介護度別にみると、要介護度が上昇すると「申請済み」の割合が高くなっています。また、世帯類型別にみると、単身世帯とその他では「申請済み」が5割台を占めています。

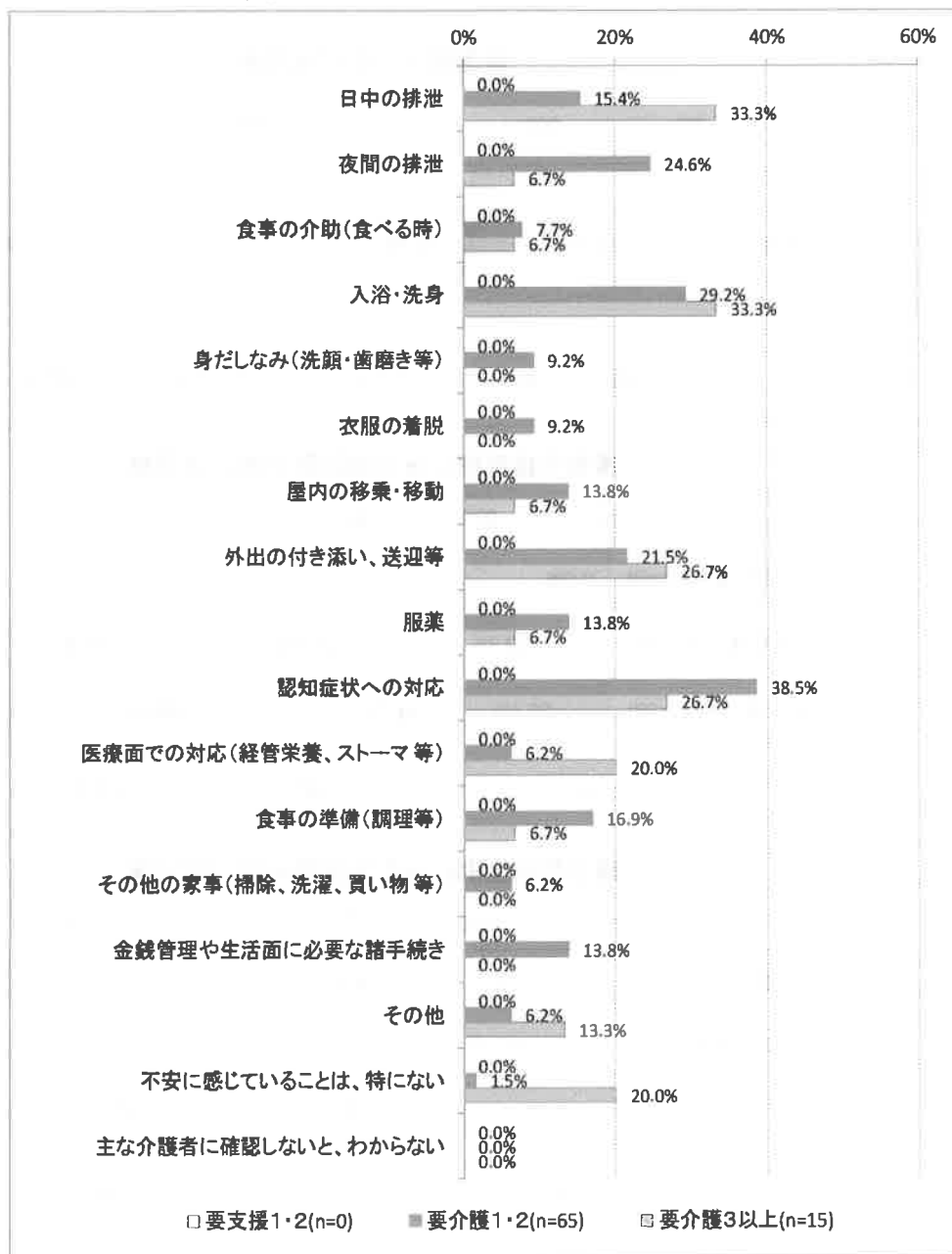


2. 介護者が不安に感じる介護

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護についてたずねたところ、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」などは比較的高い割合を占めています。

また、要介護1・2では「夜間の排泄」が2割強を占めるのに対し、要介護3以上では「日中の排泄」が3割強を占めています。

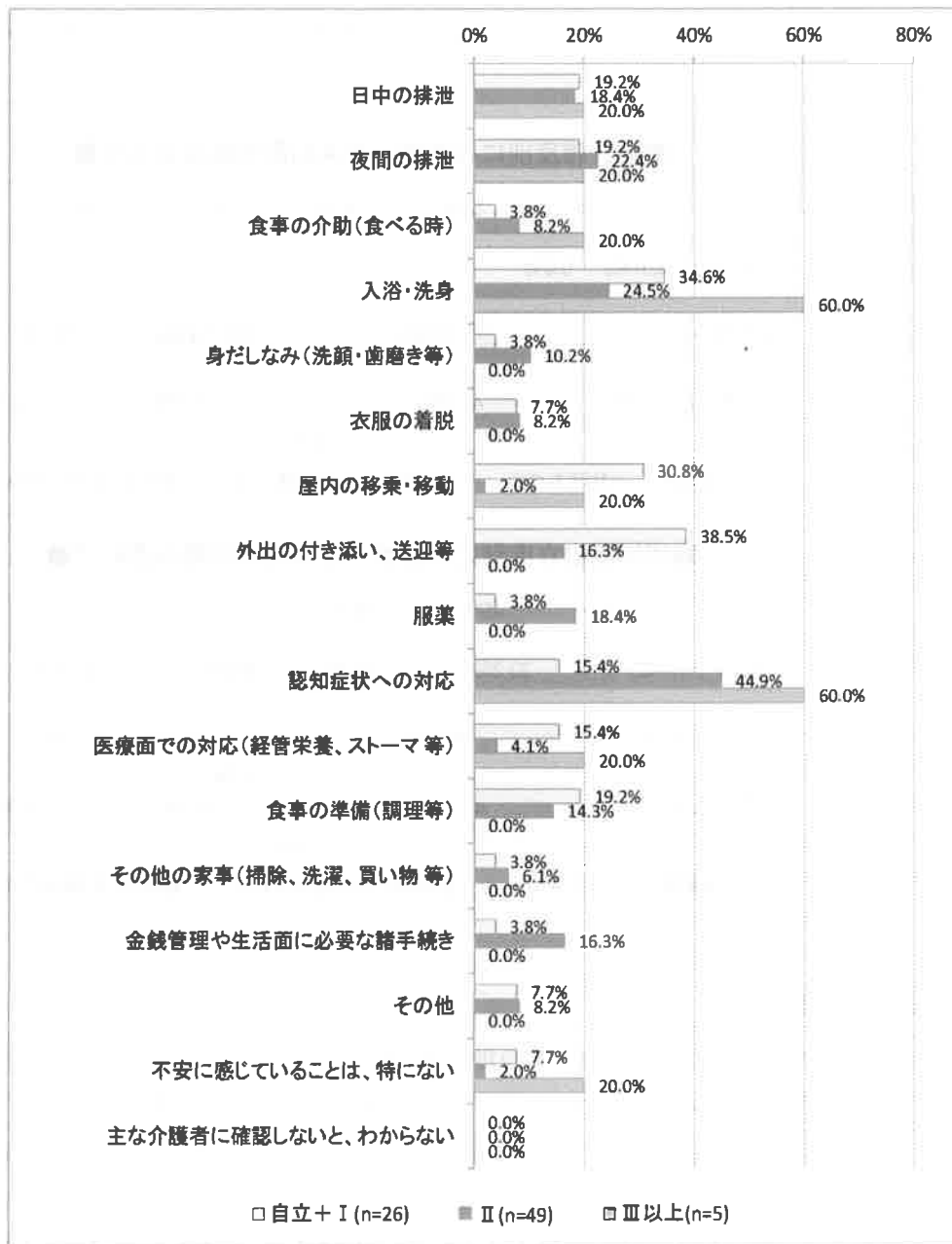
■要介護度別にみた介護者が不安に感じる介護■



認知症自立度別にみると、「認知症状への対応」に不安を抱えている介護者が多く、自立度が低下するにつれて割合が高くなっています。「日中の排泄」や「夜間の排泄」は自立度に関係なく2割程度となっています。

在宅生活の継続にあたっては、「日中の排泄」や「夜間の排泄」、「認知症状への対応」等への支援が必要であると想定できます。

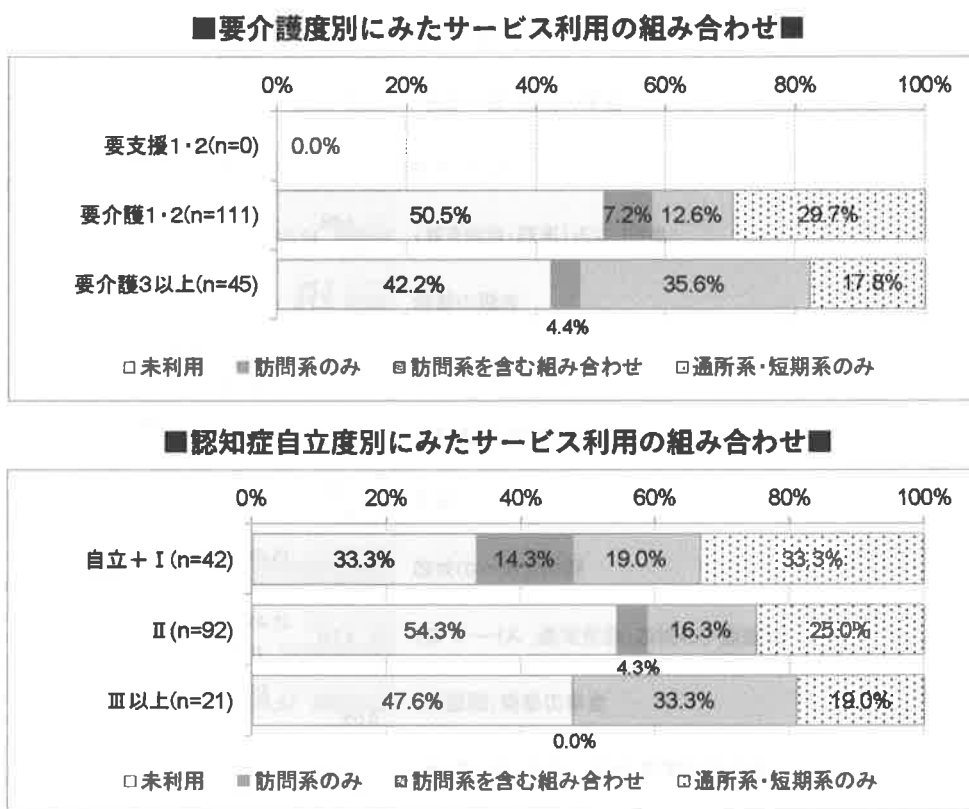
■認知症自立度別にみた介護者が不安に感じる介護■



3. サービス利用の組み合わせ

サービス利用の組み合わせについて、「未利用」、「訪問系のみ」、「訪問系を含む組み合わせ」、「通所系・短期系のみ」の4つに分類すると、要介護度が上昇するにつれて「訪問系を含む組み合わせ」の割合が高くなり、「通所系・短期系のみ」の割合が低くなる傾向がうかがえます。

また、認知症自立度でみると、自立度が低下するにつれて「訪問系のみ」の割合が低くなっています。Ⅲ以上では「訪問系を含む組み合わせ」が3割強を占めています。



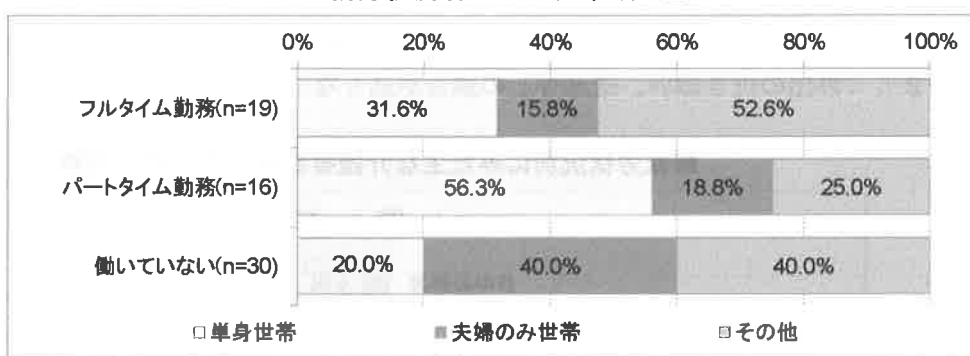
4. 介護者の就労

主な介護者の就労状況別にその世帯類型をみると、フルタイム勤務の場合、「その他」が5割以上を占めるのに対し、パートタイム勤務では「単身世帯」が6割弱を占めています。主な介護者が就労していない世帯の場合、「夫婦のみ世帯」が4割を占めています。

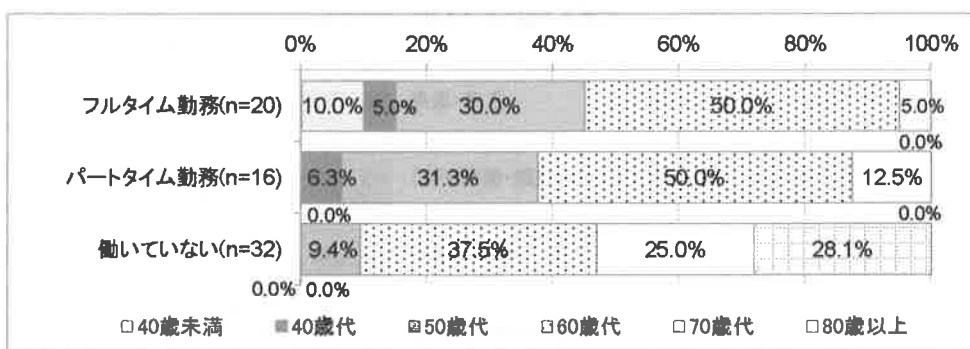
主な介護者の就労状況別にその年齢をみると、主な介護者がフルタイム勤務とパートタイムをしているケースでは「60歳代」が5割を占めており、働いていないケースよりも高い割合を占めています。

主な介護者の就労状況別にその性別をみると、パートタイム勤務の場合では「女性」が8割弱、就労していない場合では7割弱を占めるのに対し、フルタイム勤務では6割となっています。

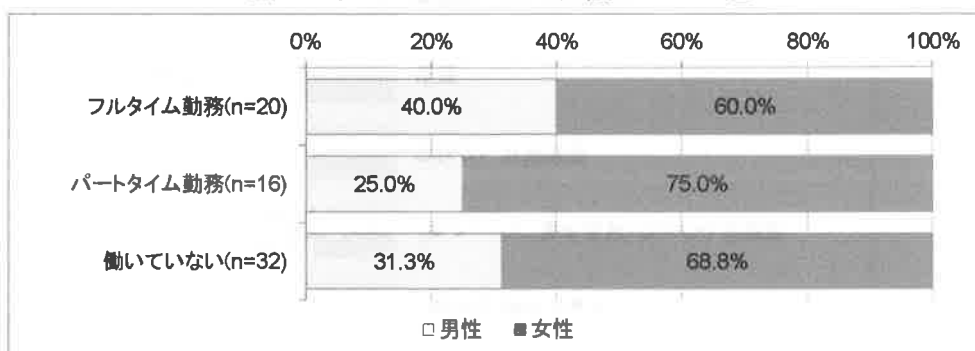
■就労状況別にみた世帯類型■



■就労状況別にみた主な介護者の年齢■

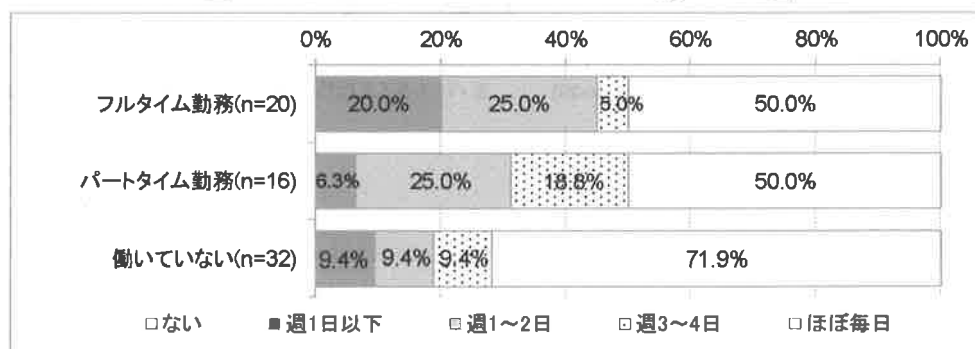


■就労状況別にみた主な介護者の性別■



家族等による介護の頻度について、就労状況別にみると、働いていないケースでは「ほぼ毎日」が7割強となっているのに対し、フルタイム勤務、パートタイム勤務ではいずれも5割となっています。

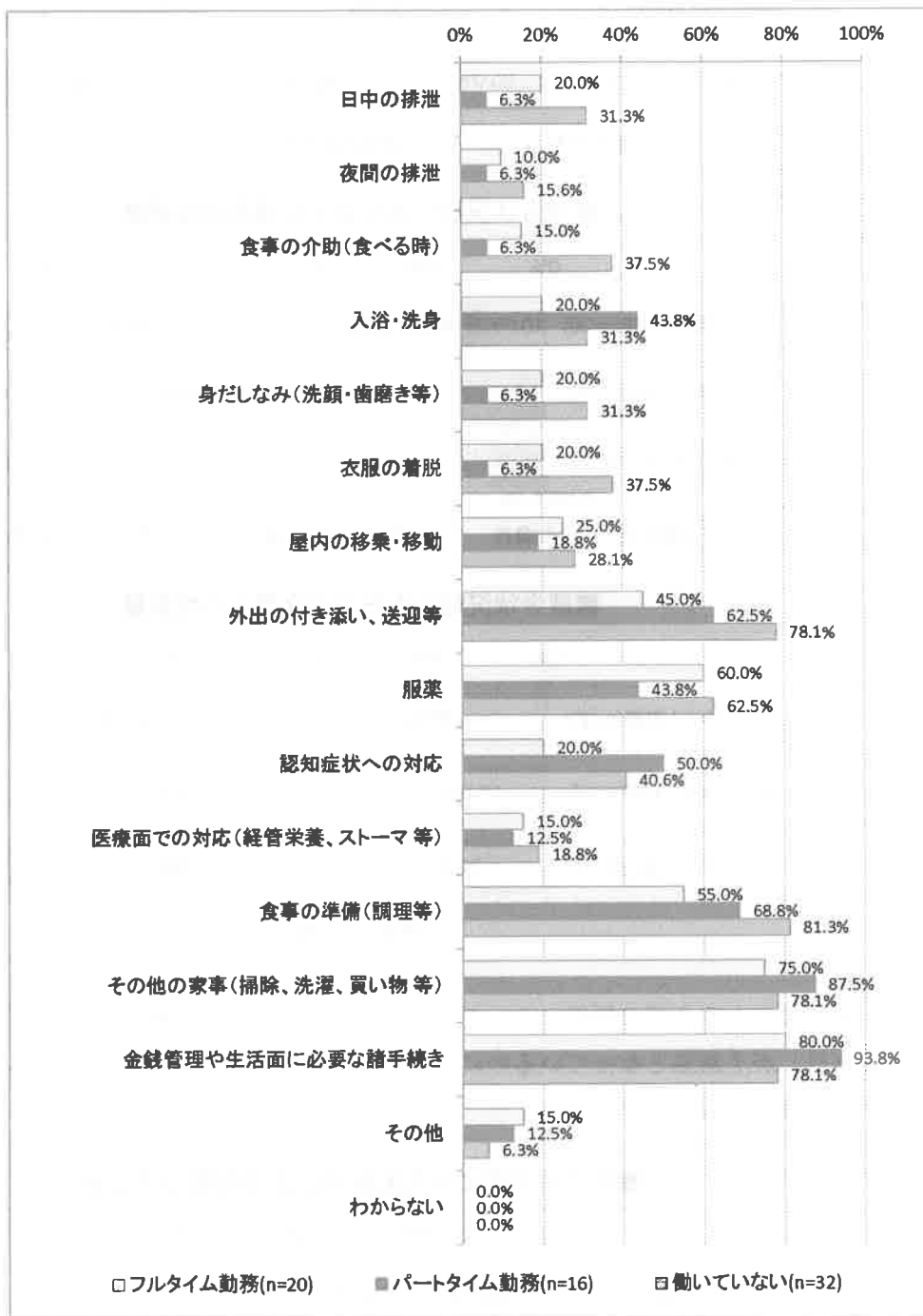
■就労状況別にみた家族等による介護の頻度■



第2章 清水町の高齢者を取り巻く状況と課題

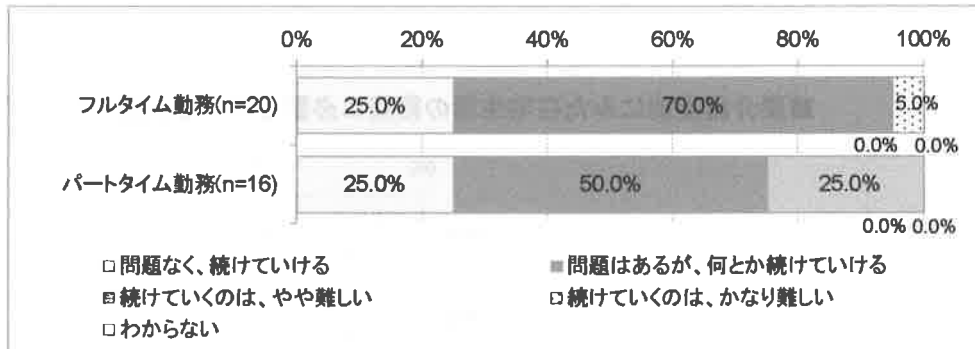
就労状況別に主な介護者が行っている介護についてみると、いずれも「食事の準備（調理等）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎等」の割合が高くなっています。

■就労状況別にみた主な介護者が行っている介護■

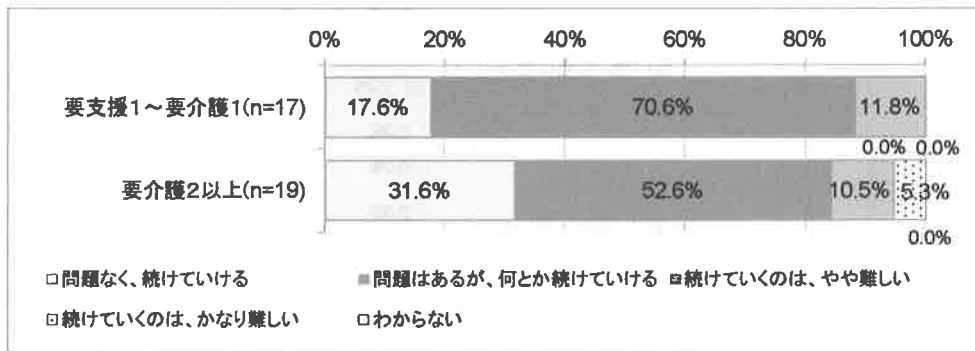


就労状況別に就労継続見込みについてみると、パートタイム勤務では「続けていくのは、やや難しい」が25.0%を占めています。

■就労状況別にみた就労継続見込み■

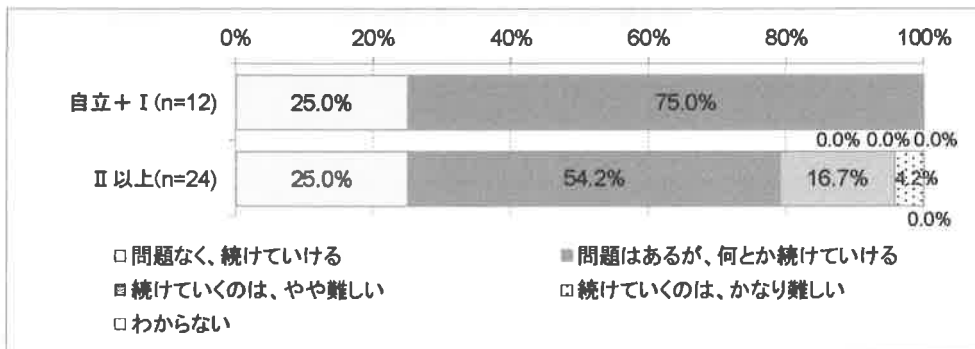


■要介護度別にみた就労継続見込み（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）■



認知症自立度別に就労継続見込みについてみると、自立度Ⅱ以上では「続けていくのは、やや難しい」が16.7%を占めているほか、「続けていくのは、かなり難しい」が4.2%を占めています。認知症自立度が低下すると、就労の継続が難しくなる傾向がうかがえます。

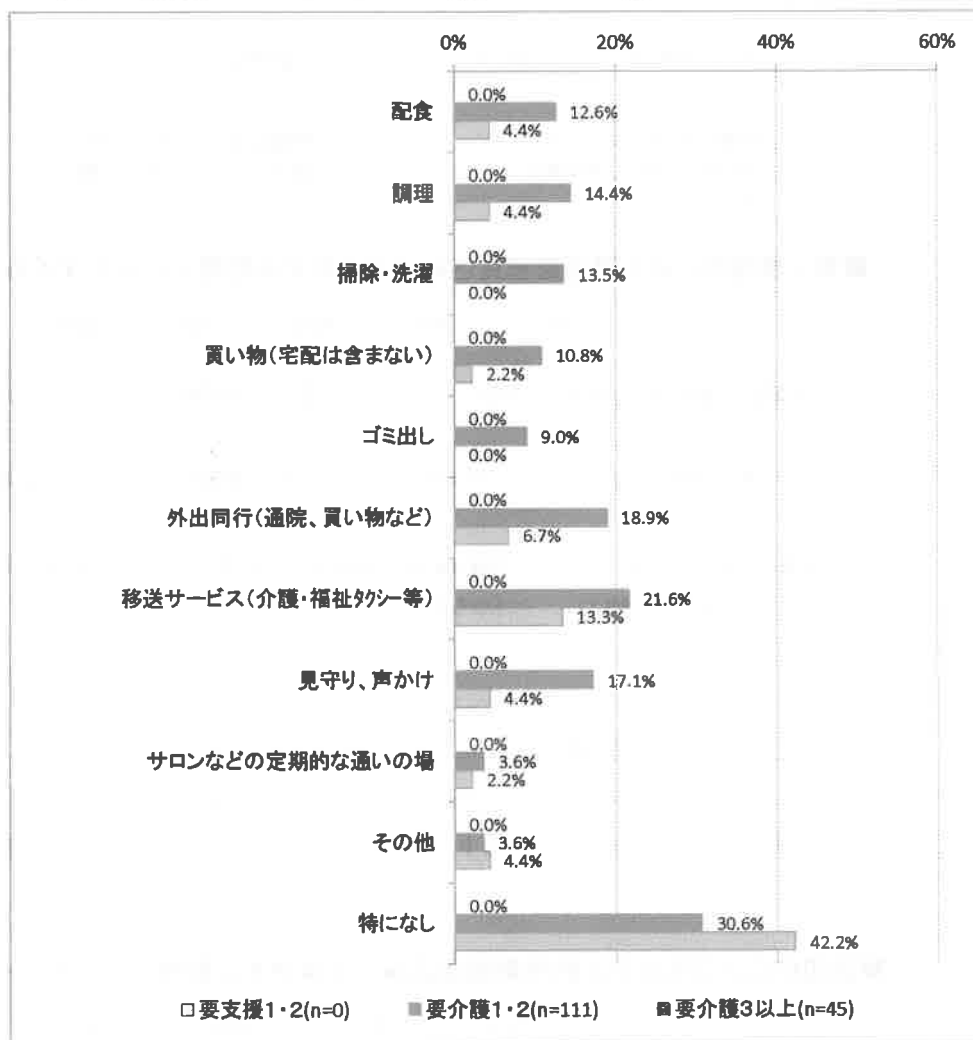
■認知症自立度別にみた就労継続見込み（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）■



5. 在宅生活の継続に必要と感じるサービス

在宅生活の継続に必要と感じるサービスについて、要介護度別にみると、要介護1・2では「外出同行（通院、買い物など）」と「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「見守り、声かけ」の割合が他と比べて高くなっていることがわかります。

■要介護度別にみた在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス■



(4) 地区別にみた清水町の特徴

アンケート結果等を基に、各地区の特徴を抽出します。

■地区区分■



1. 清水市街

- 「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が高くなっています。
- 主な介護者が「配偶者」、「介護サービスのヘルパー」であるケースが多くなっています。
- 「公営賃貸住宅」に住んでいる人が10.2%を占め、他の地域よりも高くなっています。
- 転倒に対して“不安である”と回答した人の割合が高くなっています。
- バスや電車を使って1人で外出しているかという設問に対し「できるだけしていない」と回答した人の割合が高く、2割強を占めています。
- 現在の健康状態について、“よくない”と回答した人の割合が高く、25.0%を占めています。

2. 御影市街

- 他の地域と比べて「肥満（BMI \geq 25）」の割合が高く、4割近くを占めています。
- 誰かと食事をともにする機会が少ない傾向にあります。
- 自分で食事の用意を「できるし、している」人の割合が高く、8割弱を占めています。
- 友人の家を訪ねている人の割合が高くなっています。
- 他の地域と比べてやや喫煙率が高くなっています。

3. 農村地域

- 「息子・娘との2世帯」の割合が高く、他の地域と比べて独居高齢者、高齢夫婦のみ世帯の割合が低くなっています。
- ほとんどの回答者が「持家（一戸建て）」に居住しています。
- 15分位続けて歩いているかという設問に対し、「できるし、している」と回答した人の割合が高く、7割以上を占めています。
- 他の地域よりも外出の頻度が低い傾向があります。
- バスや電車を使って1人で外出しているかという設問に対し、「できるし、している」と回答した人の割合が高くなっています。
- 物忘れが多い人の割合が高くなっています。
- 幸福度の高い人（「8～10点」と回答した人）の割合が他の地区よりも高くなっています。

第5節 第8期計画における課題

高齢者、要介護者数等の推移動向、今後の施策ニーズ、第7期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえ、第8期計画で解決すべき課題を次のとおり整理します。

(1) 健康づくり施策と連動した介護予防事業の推進

「健康」であることはすべての町民の願いであり、平成14年に成立した「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、「国民の責務」でもあるとされています。一方で、日本人の死因の多くは悪性新生物（がん）や脳血管疾患、心疾患などとなっており、これらは食事や運動、喫煙、飲酒、ストレス等の生活習慣に大きく影響される疾病です。要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート結果でも、現在治療中または後遺症のある病気として「高血圧」が第1位となっています。生活習慣病予防のための正しい健康知識の理解や定期的な健診の受診勧奨等を進めていく必要があります。要介護認定を受けていない町民に対して実施したアンケート調査では、現在の健康状態に対して“よくない”と回答した人は全体の22.2%を占めており、比較的元気な高齢者であっても、5人に1人の町民は自らの健康状態に何らかの不安を感じていることがうかがえます。

また、健康を維持することは、介護予防にもつながることから、定期的な健診の受診等を通じて自らの心身の状況をチェックし、その状態に合わせた生活習慣の見直しを図っていく必要があります。平均寿命が延伸し続けていく中で、介護を要する状態が長く続くことは、高齢者本人のみならず、周囲の家族等にとって物理的・心理的に大きな負担や不安を強いることにつながります。また、高齢化の進行は今後も長期的に続くことが見込まれることから、高齢となることへの強い不安を感じる人はますます増加していくことが想定されます。安心して年齢を重ねることができるよう、可能な限り自立した生活を続けてもらえる取り組みを充実していく必要があります。

(2) 認知症予防・共生のための取り組みの充実

認知症患者数は高齢化・長寿命化に伴って増加傾向にあり、令和7年には全国で700万人を超えるという推計も公表されています。認知症は本人のみならず、介護に携わる家族や専門職にとっても大きな負担となることから、知識の啓発・生活習慣の改善等を町民一人ひとりが主体となって進めていける環境づくりが必要となります。

厚生労働省では、「認知症施策の総合的な推進」として、認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定したほか、「地域支援事業におけるデータ活用」、「介護サービス提供体制の整備」を提起しています。特に、認知症施策については、令和7（2025）年までに本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備した市町村数100%を目指すこととしています。

国全体で認知症への対策を加速していくことが求められていることから、本町におい

ても、認知症を予防するのみならず、一般町民への啓発や認知症サポーターの育成など認知症高齢者を地域で支えていくための取り組みを進めていく必要があります。

(3) 身近な地域における支え合い活動の活性化と高齢者の活躍の場の提供

核家族化が進行し、多様で便利なサービスが提供される現代においては、地域との結びつきが浅い傾向にあるほか、日常的に家族や地域の人との交流がなくても生活が成り立つようになっています。退職などを契機として人間関係が希薄化する高齢者は少なくなく、生活課題があっても周囲にサポートを依頼しにくい・依頼されにくい状態となっています。

アンケート結果をみると、特に清水市街では「夫婦2人暮らし」の割合が高い傾向があるほか、御影市内でも「1人暮らし」が3割近くを占めるなど、将来的に孤立する可能性のある人が本町においても少なくないことがうかがえます。一方で、地域活動に参加者として“参加したい”人は5割弱を占めており、地域での活動への参加意向があっても参加できていない人が多いこともうかがえる結果となっています。

こうした町民の地域活動への参加ニーズを踏まえながら、より多くの人々が活動に参加できるよう、多種多様な交流・活動の場を提供するとともに、住民自らが主体となって行う活動の活性化を図っていく必要があります。

また、高齢者による就労は、不足する労働人口の確保のみならず、高齢者の生きがいづくりにもつながることから、それぞれの希望や経験、スキル等を生かして活躍できる場の創出を図っていく必要があります。

(4) 「安心して暮らし続けられる」清水町を支えるサービスの基盤整備

住み慣れた地域での生活を継続していくためには、制度で定められた介護保険サービスの利用はもちろんのこと、一人ひとりの健康状態や生活課題に応じた支援サービスの利用が不可欠です。今後高齢者人口は高止まり傾向で推移すると見込まれることから、介護を必要とする状態になっても、安心して必要なサービスを受けられるような、サービスの提供体制を確保しておく必要があります。

また、在宅での生活を継続していくためには、家族介護者への支援も不可欠です。移送サービス事業など、介護を受ける人、介護をする人の双方を支援していくサービスも合わせて確保しておかなければなりません。事業者等とも連携しながら、介護人材の確保やケアプランの点検など、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、すべての町民が安心して年齢を重ねられるまちづくりを進めていく必要があります。

このほか、高齢化の進行に伴い、自分の心身や権利、財産を自らで守ることが難しい人も増えていることから、成年後見制度等の権利擁護施策についても、関係機関等との連携により推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

近年の高齢者福祉におけるテーマの1つとして、地域包括ケアシステムの構築・推進が掲げられています。これは、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えたものであり、本町においても、「清水町総合計画」及び「清水町地域福祉計画」を踏まえつつ、本計画を「地域包括ケア推進プラン」として位置づけて各種施策・事業の実施に努めてきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、介護を必要とする者の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されていることから、より一層高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組や、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする町民に必要なサービスが提供されるようにしていく必要があります。

第8期となる本計画では、第7期における地域の目指す方向を継承し、より効率的・効果的な施策の展開に努めていきます。

■地域の目指す方向■

健やかで笑顔あふれるまち
～高齢者が自分らしく暮らせる地域の創出～

第2節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本計画においても、第7期計画と同様、日常生活圏域を町内全域（1圏域）として設定します。

第3節 基本目標

基本理念及び第7期計画における課題や町民ニーズを踏まえながら、重点課題への取り組みを行うとともに、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

(1) 基本目標1：高齢者の健康づくり

平均寿命が年々過去最高を更新する中で、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、町民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、定期的な健康診査等の受診や年齢等に応じた健康づくりを継続して取り組めるよう支援を行います。

(2) 基本目標2：高齢者の生きがいくづくり

「人生100年時代」の到来に向けて、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が地域に活躍の場を見つけ活動していくことは、個人のQOLの向上にも寄与することが期待されています。高齢者がそれぞれの知識や経験を生かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう、就業機会の確保等に努め、社会参加を促進します。

また、就労のみならず、生涯学習、生涯スポーツ、ボランティアをはじめとした地域における交流活動等への参加・活動のさらなる活性化を促進します。

(3) 基本目標3：高齢者の生活を支えるサービスの提供

住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることのできる環境の整備に向けて、介護サービスの質・量の確保に引き続き努め、生活支援サービスの充実も合わせて進めていきます。

また、家族介護者への支援の充実を通じ、介護者の不安や負担の軽減を図ります。

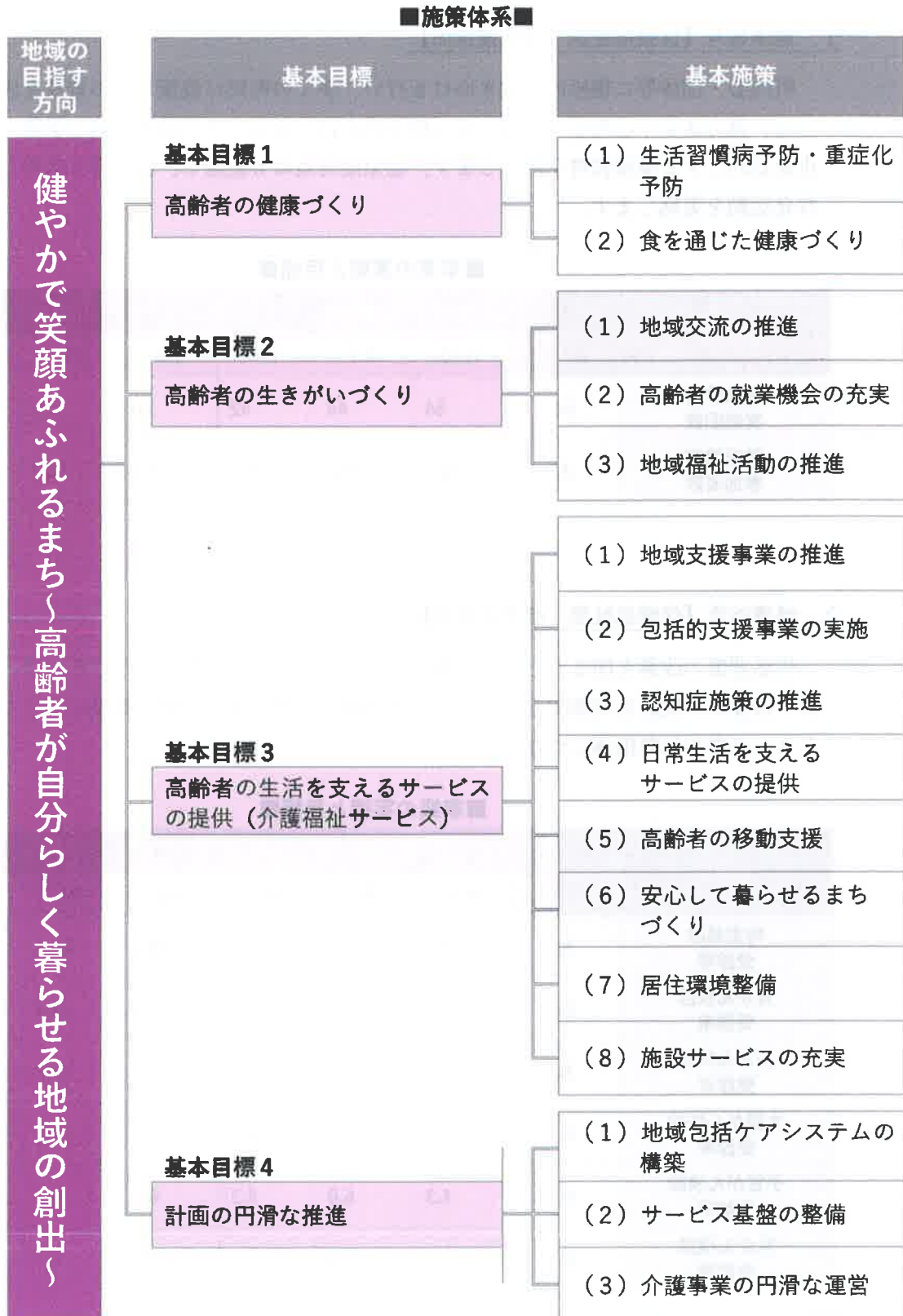
そのほか、高齢になっても安心して暮らせるよう、災害等非常時における避難支援体制の構築や権利擁護施策などの充実を図っていきます。

(4) 基本目標4：計画の円滑な推進

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上は、福祉制度を維持していく上で非常に重要な要素となります。介護保険制度に関する情報の周知を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相互の情報交換を進めていく必要があります。また、介護給付の適正化を図り、介護保険制度の持続可能な運用に努めます。

第4節 施策体系

地域の目指す方向や町民ニーズ等を踏まえながら、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる推進・深化に向け、4つの基本目標のもと、施策を推進します。



第4章 施策の展開

第1節 基本目標1：高齢者の健康づくり

(1) 生活習慣病予防・重症化予防

1. 健康教育【保健福祉課 健康推進係】

町内会・団体等に積極的な働きかけを行い、多くの町民に健康知識の普及を図るとともに、寝たきりや認知症の原因となる糖尿病をはじめとした生活習慣病の予防・悪化防止を目的とする健康教育を実施します。感染症対策にも配慮し、広報等も活用しながら啓発活動を実施します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
健康教室実施回数	回	54	44	42	50	55	55
健康教室参加者数	人	823	684	390	450	500	500

2. 健康診査【保健福祉課 健康推進係】

生活習慣の改善を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、特定健診や各種がん検診を実施するとともに、受診勧奨に努めます。健診結果に応じて一人ひとりに必要な保健指導につなげていきます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健診受診率	%	34.2	36.6	34.1	40.0	45.0	60.0
胃がん検診受診率	%	10.2	8.7	7.0	16.4	16.4	16.4
肺がん検診受診率	%	12.7	11.2	6.7	16.3	16.3	16.3
大腸がん検診受診率	%	11.8	10.4	8.4	17.9	17.9	17.9
子宮がん検診受診率	%	4.3	6.0	4.3	6.3	6.3	6.3
乳がん検診受診率	%	8.5	6.6	6.5	9.7	9.7	9.7

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
前立腺がん検診受診率	%	5.4	4.7	3.4	6.0	6.0	6.0
骨粗しょう症検診受診者数	人	58	43	77	90	90	90

3. 健康相談【保健福祉課 健康推進係】

地域の高齢者等の身体・生活状況を把握し、生活習慣病の重症化や寝たきり、閉じこもりや認知症を予防するため、老人クラブ、サロン、各種イベント等で健康相談を実施します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数	回	43	42	38	40	40	40
参加人数	人	443	429	330	400	400	400

4. 訪問指導【保健福祉課 健康推進係】

生活習慣病やその重症化を予防するため、受診状況や健診データに基づき、高齢者やその家族等を対象に訪問し、健康課題の解決のための指導を実施します。特に生活習慣病の重症化リスクの高い人に対して、重点的な指導を行います。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
指導実人数	人	289	318	100	120	150	180
指導延人数	人	308	364	120	130	170	200

(2) 食を通じた健康づくり

1. 元気で長生き料理教室【保健福祉課 健康推進係】

健康寿命を伸ばすために必要な食生活について学習を行います。学習会では栄養士とパセリの会の会員で分担し、食に関する講話を行い、1食の目安量を確認してもらうため、栄養価を計算したお弁当を提供します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	回	13	11	—	13	13	13
参加者数	人	145	133	—	150	150	150

※令和2年度は感染症拡大予防のため中止されている。

第2節 基本目標2：高齢者の生きがいづくり

(1) 地域交流の推進

1. 老人クラブへの加入促進【保健福祉課 福祉係】

会員が生きがいを持って活動し、住み慣れた地域で支え合って過ごすことができるよう、老人クラブへの加入を推進します。単位クラブの領域を超える高齢者の健康づくりとボランティア活動等の各種活動を支援するため、老人クラブ連合会へ補助金を交付します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
単位クラブ数	団体	12	12	12	13	13	13
会員数	人	427	458	391	450	450	450

2. 生涯スポーツ活動の推進【保健福祉課 福祉係】

高齢者の健康づくりの場として、さわやかプラザの利用促進を推進します。また、65歳以上の町民を対象とした健康イベント「65フェスティバル」を開催し、体力測定等を通じて高齢者が自身の健康を考える機会を提供します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
さわやかプラザ利用者数(65歳以上)	人	5,425	5,290	2,550	5,450	5,500	5,550

3. 生涯学習活動の推進【社会教育課】

高齢者の生きがいある人生観を確立するとともに、知識や教養、生活技術等を身につけるため、60歳以上の町民を対象に生涯学習教室（しみず学園）を開催します。参加者が興味を持って継続的に参加してもらえるよう、学習内容等を工夫しながら実施していきます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績	目標
-----	----	----	----

第4章 施策の展開

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
登録者数	人	212	204	170	200	200	200

(2) 高齢者の就業機会の充実

1. シルバー人材センターの活動支援【保健福祉課 福祉係】

清水町シルバー人材センターを通じて高齢者が働く機会と個人の経験や知識を生かす場を提供することにより、高齢者の生きがいづくりを支援します。

会員の増加に向けて啓発活動を実施するとともに、多種多様な就業先を開拓し、活動の充実を図っていきます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
シルバー人材センター会員数	人 (男性)	95	92	85	102	105	105
	人 (女性)	58	56	54	59	60	60
	人 (合計)	153	148	139	161	165	165

(3) 地域福祉活動の推進

1. 介護ボランティアの活用【社会福祉協議会】

関係団体間のコーディネートやボランティア同士の交流、活動の支援などを通じて、清水町社会福祉協議会との連携や情報共有の強化に努めます。

ボランティアによる地域での見守り・定期訪問を実施します。また、介護予防ボランティア養成研修を実施し、介護予防事業での支援や地域の集会所などでの自主的な介護予防事業等を行えるよう研修の場を提供します。

また、介護予防ポイント制度への登録者の増加を図り、高齢者のボランティア活動への参加を促進します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
ボランティア登録数	人	126	138	135	140	145	150

第3節 基本目標3：高齢者の生活を支えるサービスの提供 (介護福祉サービス)

(1) 地域支援事業の推進

1. 介護予防・日常生活支援総合事業【保健福祉課 在宅支援係】

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、多様な生活支援ニーズに対応したサービスを提供し、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行います。

介護予防運動教室として、いきいきストレッチを清水地区で月4回、いきいき音レクを清水地区、御影地区でそれぞれ月4回開催します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
いきいき教室 開催回数	回	96	96	108	144	144	144
いきいき教室 延参加者数	人	2,389	1,614	1,700	2,300	2,300	2,300

② 一般介護予防事業

高齢者が介護予防活動に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的として、介護予防を必要とする高齢者の把握や介護予防活動の普及・啓発のための広報活動や地域における住民主体の自主的な介護予防活動を支援します。また、介護予防のための出前講座を実施します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護予防講演会 参加者数	人	76	64	40	80	80	80

(2) 包括的支援事業の実施

1. 包括的支援事業【保健福祉課 在宅支援係】

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくためには、介護予防への早期の取り組みや必要に応じた介護予防サービス等の提供を進めていく必要があります。地域のケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センターが主体となって実施しています。

第8期計画期間においては、生活支援コーディネーターとの連携を深め、地域で暮らす高齢者のニーズの把握に努めていきます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活支援体制整備事業協議体開催回数	回	3	1	2	3	3	3

(3) 認知症施策の推進

1. 認知症総合支援事業【保健福祉課 在宅支援係】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員等の人材を養成し、認知症高齢者の初期予防や介護する家族への相談業務等の総合的支援ができるよう体制を整備します。また、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解を促進するとともに、認知症初期集中支援チーム等の取り組みを推進します。

また、若年性認知症への対策も強化していきます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知症サポーター養成講座開催回数	回	5	2	3	5	5	5
認知症初期集中支援チーム対応事例数	例	0	1	1	2	2	2

2. 認知症見守り事業【保健福祉課 在宅支援係】

清水町 SOS ネットワーク事業（旧 徘徊高齢者 SOS ネットワークシステム事業）により、徘徊時にスムーズに対応できるよう支援します。住民や関係機関から情報を収集し、登録が必要な方の把握に努めます。

また、北海道が実施する行方不明・身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトと連携し、迅速な対応を図っていきます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
SOS ネットワーク 登録者数	人	20	22	22	23	23	23

3. 家族介護者相談交流の場づくり【保健福祉課 在宅支援係】

一人で食事をする高齢者や一般住民・子どもたちが集い一緒に食事する「場」を提供するため、月1回「ふれあい食堂」を開催します。

ふれあい食堂では、相談窓口を開設し保健師や社会福祉士等の専門職が認知症や健康・介護・福祉等の相談に応じるとともに、認知症の当事者や家族、関係者が集い、コミュニケーションを図る認知症カフェの役割も果たしています。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
ふれあい食堂 開催回数	日	8	10	3	12	12	12

(4) 日常生活を支えるサービスの提供

1. 高齢者等短期入所事業【保健福祉課 在宅支援係】

在宅の高齢者等を介護している家族等が、特別な事由により居宅における介護が困難になった場合に、当該高齢者等を介護老人福祉施設へ一時的に入所させることにより、家族等の負担軽減を図ります。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用日数	日	98	36	70	50	50	50

2. 生活支援サービスの提供【保健福祉課 在宅支援係】

在宅で暮らす高齢者の自立と生活の質の確保を図り、生活課題を解決するため、各種サービスを提供します。

① 給食サービス

週3回（月・水・金）の夕食時に弁当を宅配し、合わせて安否確認を行います。週1回からの利用も可能です。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
給食サービス利用者数	人	35	43	40	50	50	50

② 移送サービス

送迎車輛により、週1回程度、医療機関への通院等の移動支援を行います。入院中で他の医療機関での受診や検査の必要時、入退院と入院中の外泊及び外出も対象となります。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
移送サービス利用者数	人	22	28	29	30	30	30

③ 除雪サービス

申請により、予め登録された世帯について、11月から翌年3月の期間中、概ね10cm以上の降雪があった場合に除雪を実施します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
除雪サービス 利用世帯数	世帯	147	143	145	160	160	160

④ 高齢者介護用品購入費助成事業

要介護4以上の方を現に自宅で介護している方に、介護用品の紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを対象に月額6,500円を助成します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者介護用品購入 費助成事業利用者数	人	15	18	13	20	20	20

(5) 高齢者の移動支援

1. 高齢者タクシー乗車券助成事業【保健福祉課 在宅支援係】

高齢者にタクシー乗車券を交付することにより、運賃の一部を助成し、高齢者の生活圏の拡大と福祉の増進を図ります。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	人	429	448	450	480	480	480

(6) 安心して暮らせるまちづくり

1. 緊急通報機器設置事業【保健福祉課 在宅支援係】

独居高齢者世帯等に緊急通報機器を設置し、急病等の緊急事態の発生時に迅速かつ正確な救援体制を取ることで日常生活の安全の確保と精神的不安を解消します。利用開始にあたっては、誤報等を防ぐため、利用者に対し説明を行います。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
機器貸付台数	台	133	124	125	140	140	140

2. 高齢者等見守り安心事業【保健福祉課 在宅支援係】

社会福祉法人等に委託して、一人暮らし高齢者等の安否確認を行うとともに、福祉サービス等を利用することが必要と認められるものについては適切なサービスにつなげ、福祉の向上を図ります。また、ニーズの掘り起こしに努めます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
見守り安心事業登録者数	人	27	26	27	28	28	28

3. 権利擁護の推進【保健福祉課 在宅支援係】

高齢者の権利や財産を保護するため、本町では清水町社会福祉協議会と協力して行っています。今後も高齢者の相談への随時対応、成年後見制度の利用を促進するとともに、高齢者虐待の防止及び発生時の適切な対応に努めます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
権利擁護・高齢者虐待等相談件数	件	2	4	2	5	5	5

4. 災害時等における避難体制の確保【保健福祉課 在宅支援係】

地域の民生委員・児童委員等との連携により要配慮者を把握し、避難行動要支援者名簿への登録を進めるとともに、町内会等との協力のもと、災害時等における地域での避難支援体制を確保します。

また、福祉避難所の確保に努めます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
要援護者リストの作成	—	随時	随時	随時	随時	随時	随時

(7) 居住環境整備

1. 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備に関する検討【保健福祉課 介護保険係】

住まいの質は老後における安心を確保する上で大きな役割を果たします。また、地域包括ケアシステムは、住まいを中心として推進されるものであり、介護が必要になったとしても、在宅での生活を可能な限り続けられるよう整備されていなくてはなりません。

高齢者やその家族が希望する住まい方について、その詳細を調査するとともに、必要に応じて事業者等関係機関との協議を図り、実際の整備に向けた検討を進めていきます。

(8) 施設サービスの充実

1. 介護施設サービスの充実【保健福祉課 介護保険係】

令和6年度における介護医療院の開設に向けて、検討及び整備を行います。

2. 地域密着型サービスの充実【保健福祉課 介護保険係】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の新規整備（令和3年予定）を行います。

また、小規模多機能型居宅介護の整備（令和6年度予定）に向けた検討及び整備を行います

第4節 基本目標4：計画の円滑な推進

(1) 地域包括ケアシステムの構築

1. 地域包括支援センターの運営【保健福祉課 在宅支援係】

高齢者に総合的・継続的に支援・サービスを提供するため、地域包括支援センターを中心として清水町社会福祉協議会、介護サービス事業者等関係機関との連携、情報の共有等を進め、高齢者を継続的に支援します。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域包括支援センター運営協議会開催回数	回	1	1	1	1	1	1

2. 地域ケア会議の運営【保健福祉課 在宅支援係】

医療・介護等の多職種から構成される「地域ケア会議」の実施により、ケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握を推進し、地域資源の開発等必要な施策につなげていきます。

■事業の実績と目標■

指標名	単位	実績			目標		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域支援会議開催回数	回	12	10	10	12	12	12
地域ケア推進会議開催回数	回	1	0	1	1	1	1
介護予防ケアプラン策定件数	件	1,900	1,838	1,850	1,900	1,900	1,900

(2) サービス基盤の整備

1. サービスの質の向上【保健福祉課 介護保険係】

介護支援専門員等に対する研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適正な指導に努めていきます。指定有効期間内に最低1回以上の実地指導を行います。

2. 介護人材の確保と資質の向上【保健福祉課 介護保険係】

必要となる介護人材の確保に向け、本町の介護人材確保助成事業を継続実施し、さらに国や道と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制を構築し、人材確保及び資質の向上に取り組みます。

3. 正確な情報の提供【保健福祉課 介護保険係】

介護保険制度に関する情報を広報やホームページ等を通じて広く周知を図り、町民の制度理解を進めます。

(3) 介護事業の円滑な運営

1. 介護給付等費用適正化事業【保健福祉課 介護保険係】

介護（予防）給付について、不要なサービス提供を防止し、介護給付費等費用の適正化を図ります。

① 要支援・要介護認定の適正化

認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。

② ケアプランの点検

ケアプラン（サービス利用計画）が、利用者の自立支援に資するものとなっているか等に注目しながら点検を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修に関する利用者の状態等の確認と必要に応じた施工前点検、福祉用具に関する利用者における必要性の確認等を行います。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求内容について、利用日数や加算算定回数などの確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

⑤ 介護給付費通知

サービス利用者に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付し、適正なサービス利用を呼びかけます。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提

(1) 被保険者数の推計

第8期計画期間及び令和22(2040)年までの本町の第1号被保険者数・第2号被保険者数を以下のとおり見込みます。

■被保険者数の推計■

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者 (65歳以上人口)	3,399	3,383	3,372	3,343	2,924
第2号被保険者 (40歳以上64歳未満)	2,727	2,686	2,643	2,560	2,034
合計	6,126	6,069	6,015	5,903	4,958

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間及び令和22(2040)年までの要支援・要介護認定者数を以下のとおり見込みます。

■要支援・要介護認定者数の推計■

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総数	635	649	659	663	732
(うち第1号被保険者)	622	636	646	650	720
要支援1	140	142	145	139	133
(うち第1号被保険者)	137	139	142	136	130
要支援2	78	80	80	87	96
(うち第1号被保険者)	76	78	78	85	94
要介護1	133	136	138	133	155
(うち第1号被保険者)	132	135	137	132	154
要介護2	81	84	85	93	101
(うち第1号被保険者)	79	82	83	91	100
要介護3	65	66	66	71	82
(うち第1号被保険者)	64	65	65	69	80
要介護4	80	82	84	83	99
(うち第1号被保険者)	78	80	82	82	98
要介護5	58	59	61	57	66
(うち第1号被保険者)	56	57	59	55	64

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

第2節 介護保険サービス量の見込み

(1) 在宅介護（予防）サービス量の見込み

1. 訪問介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問介護	要介護1～5	<p>要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除・洗濯等の生活援助が受けられるサービスです。</p> <p>なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。</p>

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問介護	利用回数(回)	576.6	641.0	617.6	655.0	678.1	678.1
	利用者数(人)	31	31	31	33	34	34

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問入浴介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問入浴介護	利用回数(回)	3.0	2.0	0.0	2.0	2.0	2.0
	利用人数(人)	1	1	0	1	1	1
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

3. 訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問看護	要介護1～5	要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
介護予防訪問看護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問看護	利用回数(回)	32.8	26.5	46.6	54.7	60.4	63.7
	利用人数(人)	6	8	14	17	20	22
介護予防訪問看護	利用回数(回)	4.7	4.4	5.2	7.8	7.8	7.8
	利用人数(人)	1	1	2	3	3	3

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
訪問リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問リハビリテーション	利用回数(回)	231.3	202.3	298.7	294.1	294.1	332.8
	利用人数(人)	20	20	20	21	21	23
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回)	22.1	55.7	118.6	124.9	124.9	124.9
	利用人数(人)	4	5	12	13	13	13

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅療養管理指導	要介護1～5	要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅療養管理指導	利用者数 (人)	10	17	15	16	16	16
介護予防居宅療養管理指導	利用者数 (人)	4	1	4	4	4	4

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

6. 通所介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所介護	要介護1～5	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。（デイサービスともいいます。）

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
通所介護	利用回数(回)	402	379	327	335.5	359.6	368.4
	利用人数(人)	48	45	44	46	49	50

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

7. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
通所リハビリテーション	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けられるサービスです。（デイケアともいいます。）
介護予防通所リハビリテーション	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
通所リハビリテーション	利用回数(回)	185.2	195.8	187.2	228.0	227.0	232.4
	利用人数(人)	25	26	31	37	37	38
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人)	42	41	34	33	34	35

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所生活介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所生活介護	利用日数(日)	506.1	388.9	465.3	489.9	515.8	515.8
	利用人数(人)	31	29	30	31	33	33
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日)	21.7	22.3	23.2	23.2	23.2	23.2
	利用人数(人)	4	3	3	3	3	3

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
短期入所療養介護	要介護1～5	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所療養介護	利用日数(日)	1.1	1.3	0.0	0.0	0.0	.0
	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数、利用回数は1月あたりの値を示す。

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

10. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定施設入居者生活介護	要介護1～5	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定施設入居者生活介護	利用者数 (人)	9	11	14	13	14	14
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数 (人)	2	3	12	7	7	8

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

11. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
福祉用具貸与	要介護1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。
介護予防福祉用具貸与	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
福祉用具貸与	利用者数 (人)	82	91	98	101	102	107
介護予防福祉用具貸与	利用者数 (人)	37	43	61	63	65	66

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

12. 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
特定福祉用具購入費	要介護1～5	要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）
特定介護予防福祉用具購入費	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定福祉用具購入費	利用者数 (人)	2	1	1	2	2	2
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数 (人)	2	2	5	6	6	6

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

13. 住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
住宅改修	要介護1～5	要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）
介護予防住宅改修	要支援1・2	

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
住宅改修	利用者数 (人)	1	1	2	2	3	3
介護予防住宅改修	利用者数 (人)	2	1	3	2	2	2

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

14. 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
居宅介護支援	要介護1～5	在宅の要介護者が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
介護予防支援	要支援1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護支援	利用者数 (人)	126	126	131	128	134	137
介護予防支援	利用者数 (人)	80	84	87	92	91	91

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

(2) 介護施設サービス量の見込み

1. 介護施設サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5*	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。
介護療養型医療施設	要介護1～5	緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。

※原則は要介護3～5の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の方でも入所することができます。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

2. サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護老人福祉施設	利用者数 (人)	56	55	53	60	60	60
介護老人保健施設	利用者数 (人)	39	36	37	39	39	39
介護医療院	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

(3) 地域密着型サービス量の見込み

1. 地域密着型サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護	要支援1・2	
小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1・2	
認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。 入所定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせること、看護と介護の一体化したサービスです。
地域密着型通所介護	要介護1～5	18名以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等が受けられるサービスです。

2. サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

サービス	単位	第7期実績			第8期見込み		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	利用回数 (回)	139.3	157.9	215.0	205.8	214.2	214.2
	利用者数 (人)	20	20	25	24	25	25
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数 (回)	33.2	27.8	15.4	15.4	15.4	15.4
	利用者数 (人)	6	4	2	3	3	3
小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)	44	44	37	45	46	49
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)	5	3	4	4	4	4
認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人)	43	43	41	53	53	53
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数 (人)	2	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数 (人)	29	29	33	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	利用回数 (回)	35.8	34.1	27.9	35.4	35.4	35.4
	利用人数 (人)	7	7	6	8	8	8

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

※利用者数は1月あたりの値を示す。

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

第3節 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1) 介護施設サービス

介護施設サービスについては、第8期計画期間において新たな整備は予定されていませんが、介護医療院については、令和6年度での新設及び転換に向けた検討・準備及びその整備を行います。

■介護施設サービスの整備計画■

項目	令和2年度末 現在	第8期整備計画		
		R3	R4	R5
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1施設 定員60人	-	-	-
介護老人保健施設	1施設 定員29人	-	-	-
介護療養型医療施設	0施設	-	-	-
介護医療院	0施設	開設に向けた 検討	開設に向けた 準備	開設に向けた 整備

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、第8期計画期間において認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の新規整備を予定しています。また、小規模多機能型居宅介護の整備（令和6年度予定）に向けた検討・準備及び整備を行います。

■介護施設サービスの整備計画■

項目	令和2年度末 現在	第8期整備計画		
		R3	R4	R5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0施設	-	-	-
(介護予防)認知症対応型通所介護	1施設	-	-	-
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	2施設	開設に向けた 検討	開設に向けた 準備	開設に向けた 整備
看護小規模多機能型居宅介護	0施設	-	-	-
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	4施設	1施設 定員9名	-	-
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1施設	-	-	-

第4節 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 居宅サービス	174,668	183,470	187,244
訪問介護	21,239	21,971	21,971
訪問入浴介護	311	311	311
訪問看護	2,945	3,283	3,439
訪問リハビリテーション	10,085	10,085	11,383
居宅療養管理指導	2,060	2,103	2,103
通所介護	29,544	31,832	32,964
通所リハビリテーション	17,155	17,080	17,475
短期入所生活介護	47,589	49,869	49,869
短期入所療養介護（老健）	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	13,362	13,392	14,185
特定福祉用具購入費	672	672	672
住宅改修	1,828	2,742	2,742
特定施設入居者生活介護	27,878	30,130	30,130
2. 地域密着型サービス	411,283	415,330	424,512
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,127	1,127	1,127
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	2,361	2,361	2,361
認知症対応型通所介護	21,222	22,115	22,115
小規模多機能型居宅介護	120,896	124,050	133,232
認知症対応型共同生活介護	165,779	165,779	165,779
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	99,898	99,898	99,898
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
3. 介護保険施設サービス	334,068	334,068	334,068
介護老人福祉施設	201,954	201,954	201,954
介護老人保健施設	132,114	132,114	132,114
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
4. 居宅介護支援	18,262	19,247	19,690
介護サービスの総給付費（I）	938,281	952,115	965,514

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

(2) 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護予防サービス	34,445	35,038	36,020
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	740	740	740
介護予防訪問リハビリテーション	4,486	4,486	4,486
介護予防居宅療養管理指導	546	546	546
介護予防通所リハビリテーション	11,895	12,366	12,622
介護予防短期入所生活介護	2,088	2,088	2,088
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,746	3,868	3,908
特定介護予防福祉用具購入費	3,219	3,219	3,219
介護予防住宅改修	2,420	2,420	2,420
介護予防特定施設入居者生活介護	5,305	5,305	5,991
2. 地域密着型介護予防サービス	6,753	6,753	6,753
介護予防認知症対応型通所介護	1,115	1,115	1,115
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,747	2,747	2,747
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,891	2,891	2,891
3. 介護予防支援	4,920	4,866	4,866
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	46,118	46,657	47,639

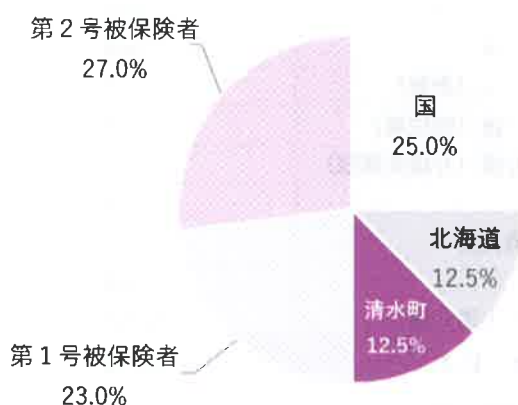
（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

第5節 保険料の算出

(1) 保険給付費の負担割合

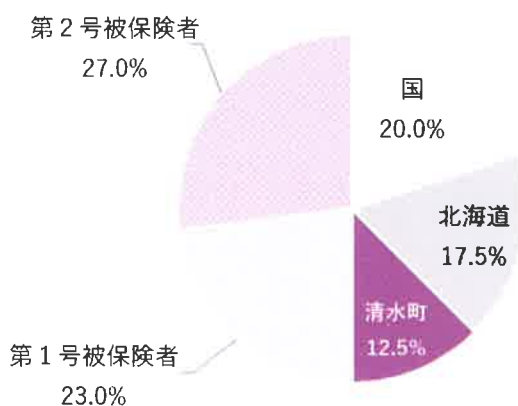
介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、残り50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%に、第2号被保険者負担割合は27.0%となっています。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く）■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。
※今後修正される場合があります。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

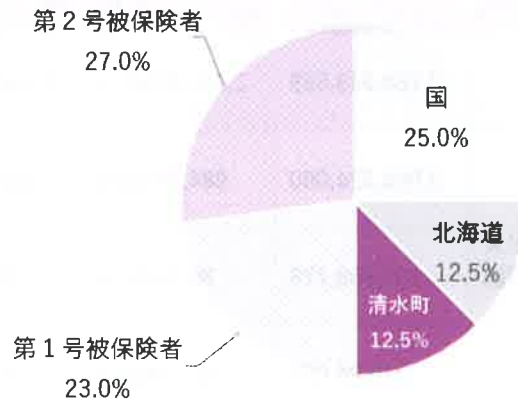


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。
※今後修正される場合があります。

(2) 地域支援事業費の負担割合

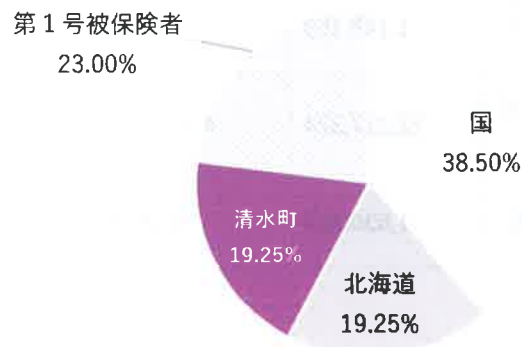
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。
 ※今後修正される場合があります。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■



※今後修正される場合があります。

(3) 保険給付費等の見込額

1. 標準給付費見込額

標準給付見込額は以下のとおりです。

■標準給付見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額〔A〕	3,184,043,585	1,048,015,242	1,060,204,593	1,075,823,750
総給付費	2,996,324,000	984,399,000	998,772,000	1,013,153,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	101,898,776	35,442,770	32,887,538	33,568,468
特定入所者介護サービス費等給付額	127,486,622	41,708,169	42,450,548	43,327,905
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	25,587,846	6,265,399	9,563,010	9,759,437
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	71,872,541	23,608,262	23,885,312	24,378,967
高額介護サービス費等給付額	73,021,704	23,889,578	24,314,797	24,817,329
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,149,163	281,316	429,485	438,362
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,317,324	4,031,600	4,116,683	4,169,041
算定対象審査支払手数料	1,630,944	533,610	543,060	554,274
審査支払手数料一件当たり単価		63	63	63
審査支払手数料支払件数	25,888	8,470	8,620	8,798
審査支払手数料差引額〔K〕	0	0	0	0

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

2. 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおり見込みます。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費〔B〕	249,701,400	82,867,400	83,233,800	83,600,200
介護予防・日常生活支援総合事業費	167,090,400	55,330,400	55,696,800	56,063,200
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	62,511,000	20,837,000	20,837,000	20,837,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	20,100,000	6,700,000	6,700,000	6,700,000

（注）現在算定作業中のため修正される場合があります。

(4) 基準額に対する介護保険料の設定等

第8期計画期間内における介護保険料の段階設定は9段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.50	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税世帯 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者等
第2段階	基準額×0.75	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者等
第3段階	基準額×0.75	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える者等
第4段階	基準額×0.90	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者等
第5段階	基準額×1.00	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える者等
第6段階	基準額×1.20	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者等
第7段階	基準額×1.30	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者等
第8段階	基準額×1.50	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者等
第9段階	基準額×1.70	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上の者等

(5) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計■

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	割合
第1段階被保険者数	559	556	554	1,669	16.4%
第2段階被保険者数	411	409	408	1,228	12.1%
第3段階被保険者数	347	345	344	1,036	10.2%
第4段階被保険者数	264	263	262	789	7.8%
第5段階被保険者数	429	427	426	1,282	12.6%
第6段階被保険者数	594	591	589	1,774	17.5%
第7段階被保険者数	436	434	433	1,303	12.8%
第8段階被保険者数	183	182	181	546	5.4%
第9段階被保険者数	176	176	175	527	5.2%
合計	3,399	3,383	3,372	10,154	100.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数〔C〕	3,368	3,353	3,342	10,062	

(注) 所得段階別加入割合補正後被保険者数：第1号被保険者総数の見込数に対し基準額を納める第1号被保険者数に換算した数です。

(注1) 人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しません。

(注2) 各段階割合については、令和2年度の所得段階割合から推計したものです。

(6) 介護保険料基準額の算定方法

第8期介護保険料基準額の算定方法は下記のとおりです。

標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業費見込額〔B〕から第1号被保険者負担分相当額〔D〕を算出します。また、標準給付費見込額〔A〕と介護予防・日常生活支援総合事業費から調整交付金見込額〔I〕と調整交付金相当額〔E〕を算出します。次に、これらから保険料収納必要額〔L〕を算出します。保険料収納必要額〔L〕を予定保険料収納率及び所得段階別加入割合補正後被保険者数〔C〕で除することにより、保険料基準額（年額）を算出します。

それぞれの算出式は以下のとおりです。

■算出式■

項目	算出式
標準給付費見込額〔A〕	
地域支援事業費見込額〔B〕	
第1号被保険者負担分相当額〔D〕	= (標準給付費見込額〔A〕 + 地域支援事業費見込額〔B〕) × 第1号被保険者負担割合
調整交付金相当額〔E〕	= (標準給付費見込額〔A〕 + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 0.05
調整交付金見込額〔I〕	= (標準給付費見込額〔A〕 + 介護予防・日常生活支援総合事業費) × 調整交付金見込交付割合〔H〕
調整交付金見込交付割合〔H〕	= (第1号被保険者負担割合 + 調整交付金交付割合) - 第1号被保険者負担割合 × 後期高齢者加入割合補正係数〔F〕 × 所得段階別加入割合補正係数〔G〕
後期高齢者加入割合補正係数〔F〕	
所得段階別加入割合補正係数〔G〕	
保険料収納必要額〔L〕	= 第1号被保険者負担分相当額〔D〕 + 調整交付金相当額〔E〕 - 調整交付金見込額〔I〕 + 財政安定化基金拠出金見込額 + 財政安定化基金償還金 - 準備基金取崩額 + 審査支払手数料差引額〔K〕 + 市町村特別給付費等 + 市町村相互財政安定化事業負担額 - 市町村相互財政安定化事業交付額
予定保険料収納率	
準備基金取崩額の影響額	
準備基金取崩額	
保険料基準額（年額）	= 保険料収納必要額〔L〕 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数〔C〕
保険料基準額（月額）	= 保険料基準額（年額） ÷ 12 か月

なお、調整交付金とは、保険者ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで標準給付費見込額の5%相当分を交付する仕組みです。第1号被保険者に占める後期高齢者の割合（後期高齢者加入割合補正係数）及び所得段階別被保険者割合（所得段階別加入割合補正係数）の全国平均との格差に基づいて、交付割合が保険者ごとに補正されています。

■介護保険基準額（月額）の算定■

単位：円

項目	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額〔A〕	3,184,043,585	1,048,015,242	1,060,204,593	1,075,823,750
地域支援事業費見込額〔B〕	249,701,400	82,867,400	83,233,800	83,600,200
第1号被保険者負担分相当額〔D〕	789,761,347	260,103,008	262,990,830	266,667,509
調整交付金相当額〔E〕	167,556,699	55,167,282	55,795,070	56,594,348
調整交付金見込額〔I〕	258,674,000	86,613,000	85,924,000	86,137,000
調整交付金見込交付割合〔H〕		7.85%	7.70%	7.61%
後期高齢者加入割合補正係数〔F〕		0.8844	0.8907	0.8947
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)		0.8931	0.8992	0.9033
後期高齢者加入割合補正係数(1人当たり給付費による重み付け)		0.8756	0.8822	0.8861
所得段階別加入割合補正係数〔G〕		0.9908	0.9908	0.9908
保険料収納必要額〔L〕	683,644,046			
予定保険料収納率	98.00%			
準備基金取崩額の影響額	127			
準備基金の残高	56,692,537			
準備基金取崩額	15,000,000			
準備基金取崩割合	26.5%			
保険料基準額（年額）	69,324			
保険料基準額（月額）	5,777			

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

(7) 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

■所得段階別保険料額■

所得段階	保険料額（月額）	保険料額（年額）
第1段階	2,900円	34,800円
第2段階	4,350円	52,200円
第3段階	4,350円	52,200円
第4段階	5,220円	62,640円
第5段階	5,800円	69,600円
第6段階	6,960円	83,520円
第7段階	7,540円	90,480円
第8段階	8,700円	104,400円
第9段階	9,860円	118,320円

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

(8) 低所得者の支援策

1. 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、9段階に設定しています。

2. 介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

3. 介護保険負担限度額の認定

住民税非課税世帯等の低所得者(利用者負担が第1・第2・第3段階)に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費(滞在費)等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護(予防)サービス費として補足給付されます。

4. 高額介護(予防)サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護(予防)サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています(ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません)。

5. 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護(予防)サービス費として支給されます。

6. 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、町がその費用の一部を公費で補う制度です。

(9) 中長期的な推計

団塊の世代が75歳を迎える令和7(2025)年度は、急激に後期高齢者が増えることに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。また、令和22(2040)年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口のピークとなることから、各年度における要介護認定者及び保険給付費などについて、以下のとおり推計します。

■中長期的な推計■

項目	令和7(2025)年	令和22(2040)年
高齢者人口	3,343人	2,924人
要介護(要支援)認定者数	663人	732人
介護給付費(標準給付費)	1,121,788,788円	1,217,257,309円
地域支援事業費	83,014,371円	73,550,732円
介護保険料基準額	6,396円	7,989円

(注) 現在算定作業中のため修正される場合があります。

第6章 計画の推進

第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策

(1) 介護給付実施体制の強化

介護保険制度の適正な運営とサービスの質の向上を図ることは、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。このため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取組を進めます。

さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

1. 介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報しみず」や町 Web サイトへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、町民への制度理解を進め、町民サービスの向上に努めます。

2. サービスに関する相談体制の強化

町は保険者として、また利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

また、地域包括支援センターにおいて、ケアプランや事業者との利用に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化していきます。

3. サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な指導に努めていきます。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、その役割の中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、認知症施策及び生活支援・介護予防活動の充実、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の推進などによる地域のネットワークづくりや町民への啓発を行います。

第2節 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続させていくためには、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。介護給付を必要とする人を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供できるよう、介護給付の適正化を推進します。

(1) 要支援・要介護認定の適正化

認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。

また、北海道と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の習得・向上のための取組を実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。

(2) ケアプランの点検

ケアプラン（サービス利用計画）について、利用者の自立支援に資するプランとなっているか等に着目しながら点検を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修に関する利用者の状態等の確認と必要に応じた施工前点検、福祉用具に関する利用者における必要性の確認等を行います。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数などの確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

(5) 介護給付費通知

サービス利用者に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付し、適正なサービス利用を呼びかけます。

第3節 計画の達成状況の点検と評価

(1) 計画の達成状況の点検

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

基本施策（第4章）に掲げる各事業は、庁内関係部署に各年度の事業の実績・進捗状況の報告を求め、その結果を基に、課題の整理や改善への取組を行い、PDCAサイクルによる効率的な施策の進行管理に努めます。

(2) 計画の達成状況の評価

介護保険法では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うことが定められていることから、清水町での取組結果を評価するための項目及び目標値を下記のとおり設定しました。なお、事業計画及び達成状況は、随時その進捗状況を北海道に報告し、公表することとします。

■介護保険法第117条（抜粋）■

第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（省略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（省略）

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
① 認定率	18.2% (9月末時点)	19.2%
② 主親的健康親の良い人の割合 ⁶	75.7%	
③ 認知症サポーター養成講座の 開催回数と延参加者数	4回	5回
	200人	270人
④ 地域の通いの場の把握数	9か所	10か所
⑤ ケアプランの点検件数	10件	15件

⁶ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、現在の健康状態が「とてもよい」または「まあよい」と回答した人の割合。

第7章 資料編

(以下掲載予定)

(1) 清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(2) 清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

清水町

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

発行	令和3年 月
企画・編集	清水町役場 保健福祉課 〒089-0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地
TEL	0156-69-2222
FAX	0156-69-2223
URL	http://www.town.shimizu.hokkaido.jp/